

磐田市竜洋昆虫自然観察公園外 8 施設 業務仕様書添付資料

・ 利用人数・収入・減免実績	1
・ 修繕・業務委託実績	3
・ 光熱水費実績	26
・ 備品一覧表	27
・ 平面図等	31
・ 関係条例等	53
・ 個人情報特記事項	183
・ リスク分担表	185

利用人数・収入・減免実績

【磐田市竜洋昆虫自然観察公園】

	利用人数	収入実績	減免件数	減免人数
令和4年度	62,994	10,768,800	34	1,470
令和5年度	64,668	10,756,616	53	3,526
令和6年度	70,511	11,741,490	71	2,300

【磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場】

	利用人数(大人)	利用人数(小人)	収入実績	減免件数
令和4年度	22,495	7,489	87,066,155	4,560
令和5年度	18,949	6,497	79,444,816	1,940
令和6年度	17,180	5,528	71,083,191	1,861

【磐田市竜洋海洋公園レストハウス】

「利用人数」

	浴場	なぎさ広場(大人)	なぎさ広場(小中)	BBQ(大人)	BBQ(小中)	休憩室
令和4年度	85,953	1,707	359	1,297	279	221
令和5年度	90,476	2,145	611	1,280	250	317
令和6年度	98,874	2,315	468	1,190	219	362

「収入実績」

	浴場	なぎさ広場	BBQ	休憩室
令和4年度	28,100,086	964,590	536,140	44,880
令和5年度	29,794,080	1,235,630	459,140	44,880
令和6年度	32,978,500	1,211,430	403,320	54,840

【磐田市竜洋海洋公園】

	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	354	22,200	0
令和5年度	397	23,154	0
令和6年度	421	22,405	0

【竜洋海洋公園多目的広場】

	利用件数	利用人数	減免件数
令和4年度	503	20,648	0
令和5年度	539	21,412	0
令和6年度	554	20,867	0

【竜洋海洋センター体育館】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	810	14,034	1,378,720	14	43,480
令和5年度	350	801	12,793	1,500,255	23	32,030
令和6年度	349	797	12,433	1,416,170	20	33,620

【竜洋海洋センター研修室】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	103	774	76,340	2	2,750
令和5年度	350	87	826	49,560	2	2,140
令和6年度	349	111	966	15,850	6	8,570

【竜洋海洋センター艇庫】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	147	1,978	42,820	0	0
令和5年度	350	177	2,272	31,285	0	0
令和6年度	349	194	2,617	20,850	0	0

【竜洋海洋センタープール】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	62	20,320	20,320	2,537,580	159	14,325
令和5年度	63	22,259	21,550	2,793,775	288	27,245
令和6年度	60	17,031	17,031	2,037,620	159	14,340

【竜洋海洋公園野球場】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	95	4,461	303,540	72	141,440
令和5年度	350	110	3,594	328,720	80	147,460
令和6年度	349	97	3,797	334,200	77	176,040

【竜洋海洋公園テニスコート】

年度	開放日数	利用件数	利用人数	利用料収入	件数	減免額
令和4年度	349	4,417	23,693	9,711,540	326	707,960
令和5年度	350	5,823	28,008	10,610,750	575	1,679,400
令和6年度	278	4,354	21,736	8,117,120	498	1,420,880

令和4年度 修繕

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額(税込)
磐田市竜洋昆虫 自然観察公園	エレベーター	ピット内水抜き・防水加工	253,000
	こんちゅう館内	ランプ交換	134,585
	トイレセンサー	男子トイレセンサー交換	32,956
	野外公園トイレ	男子トイレセンサー交換	11,715
	こんちゅう館内	障害者用トイレ水漏れ	23,100
	こんちゅう館内	電気点かずブレーカー交換	8,580
	昆虫公園倉庫	植栽機材修理	12,287
	こんちゅう館内	流し台蛇口交換	41,250
合計			517,473

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
磐田市竜洋海洋公園 オートキャンプ場	区画サイト流し場	排水管詰まり	80,740
	トレーラーハウス	換気扇故障	83,600
	ボートハウス	電動シャッター不良	440,000
	コテージ	エアコン故障	101,420
	区画サイト流し場	漏水修理	69,300
	草刈機	オイルエレメント、フィルター交換	39,534
	温水シャワー室	漏水修理	58,850
	北トイレ女子トイレ	女子手洗い場詰まり	19,800
	中央トイレ	手洗い器金具交換	26,400
	草刈機	ベルト交換	24,420
	男子トイレ	水栓修繕	4,400
	管理棟	流し台修繕	5,500
	区画サイト流し場	水栓修繕	8,800
	管理棟ドア	引き戸修繕	33,000
	拡声器	バッテリー交換	13,200
	コテージ階段	デッキ階段修繕	140,800
	炊事棟	配管洗浄	22,000
	高枝ハサミ	植栽機材修繕	10,758
	配管・洗面	区画サイト	35,990
	合計		

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額	
磐田市竜洋海洋公園 レストハウス	浴場部門	露天風呂	セレクトスイッチ交換	12,650
		女子脱衣所機械室	コンセント修理	4,884
		男性浴室出入口扉	扉戸車交換	39,600
		水風呂	水風呂電磁弁・バルブ交換	97,900
		サウナファン故障	男子サウナのファン交換修理	85,800
		男性露天出入口	戸車の交換	23,100
		男子サウナ修理	シーケンサー取替え	349,800
		排煙窓修理	オペレーター修理	234,300
		男湯網戸修理	破れを修理	48,400
		ポンプ水漏れ修理	ラインポンプ修理(P-3)	44,000
		滅菌機修理	4台ある滅菌機の吸込み口交換	71,984
		男女デジタル温度計	男女デジタル温度計修理	88,000
		気泡風呂濾過循環ポンプ	濾過循環ポンプデリベリ配管弁交換	189,200
		床暖用ラインポンプ	ポンプ改修	49,500
		浴室水栓	修理用水栓部品	24,200
		浴場機械室	照明修繕	19,800
		浴場機械室	洗濯機修繕	11,209
		浴場防犯ベル	非常ベル修繕	42,900
		浴場脱衣場	水栓修理	6,600

管理部門	浴場サウナ修理	ミストサウナ修繕	17,600
		合計	1,461,427
	ホール女子トイレ	手洗い場排水修理	40,150
	休憩所	テーブル修繕・他	18,700
	浴場シャワー設備	水圧調整修繕	27,368
	ホール照明	照明修繕	20,900
	喫煙所	テーブル修繕・他	66,000
	その他	電気・看板など	51,590
		合計	224,708

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
竜洋海洋公園	トイレ	大便器除去	8,720
		合計	8,720

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額	
海洋センター 体育館 (艇庫舎)	トイレ	トイレ通水作業	19,800	
		事務所	雨漏り修繕	50,600
		エントランス	照明工事	63,360
		合計	133,760	

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額	
海洋センター プール	屋内プール	テントシート破れ	71,500	
		屋外プール	ベルト交換	33,000
		合計	104,500	

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額	
テニスコート	トイレ	大便器詰まり除去	16,500	
		コート	照明設備修繕	143,000
		コート	ネットフック修繕	74,800
		屋外テント	テント破損	63,800
		コートネット	ネットフック修繕	74,800
		コート	照明設備修繕	143,000
		屋外フェンス	フェンス支柱工事	72,600
		合計	588,500	

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
野球場	グラウンド	黒土補充	82,500
		合計	82,500

令和5年度 修繕

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額(税込)
磐田市竜洋昆虫 自然観察公園	トイレマーク修繕	表示の張替	18,700
	女子トイレ水漏れ	ボールタップ・フロート弁交換	9,900
	トイレ手洗い器修繕	部品取替え	66,000
	エアコン故障	新規設置	107,800
	プレハブ小屋鍵故障	交換修繕	38,060
	照明器具故障	交換修繕	42,680
	照明器具故障	LED電灯に交換	65,450
	井水ポンプ故障	点検	45,100
	エレベーター故障	部品交換	130,625
	自動ドア不備	アース設置	110,000
	橋の劣化	強工事	183,700
	合計		818,015

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
磐田市竜洋海洋公園 オートキャンプ場	コテージKD	エアコン取替工事	109,670
	コテージKC	換気扇ユニット交換	28,380
	トレーラーハウス	雨漏り修繕	352,000
	トレーラーハウス	浴槽修理	108,900
	コテージS15	IHコンロ基板交換	49,280
	コテージR6	エアコン取替	107,800
	コテージK棟	蛍光灯LED	10,670
	コテージRE11	IHコンロ交換	28,560
	コテージKA	エアコン取替	105,380
	コテージRE10	トイレ換気扇交換	13,750
	北トイレ	配管詰まり	21,450
	コテージR	ユニットバス修繕	25,300
	区画サイト	排水口のつまり	11,000
	コテージK棟	浴室ドア修繕	31,900
	炊事棟	高圧洗浄	31,130
	中央トイレ	洗浄便座更新工事	71,500
	管理棟事務所内	セコムに自動通報	14,190
	コテージKA	排水管漏水修繕	188,320
	南トイレ	センサー修繕	83,622
	芝刈り機	ベルト修繕	70,213
	全コテージ	エアコン洗浄	222,640
	コテージ	エアコン付替え	330,000
	コテージR棟	アンテナ調整	9,240
	管理棟	ドア調整	48,400
	乗用芝刈り機	ベルト修繕	27,566
	コインランドリー	コインランドリー修繕	22,110
	コテージS15	エアコン修繕	44,000
	中央トイレ	配管詰まり	19,910
	中央トイレ	洗面器具交換	28,600
	施設全般	その他	86,130
	合計		2,301,611

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
磐田	女子サウナ扉の丁番	丁番の取替修繕	53,350
	男子サウナ扉の丁番	丁番の取替修繕	57,750
	男子サウナ扉の硝子	扉の硝子交換修繕	31,460
	女子シャワー水漏れ	水栓交換修繕	30,800
	露天風呂の電磁弁	露天風呂の電磁弁の取替修繕	178,200

市竜洋海洋公園レストハウス	浴場部門	休憩室	障子修繕	39,600	
		券売機	硬貨識別装置の中古品更新修繕	22,000	
		女性サウナのミスト発生装置	蒸気ホースの交換修繕	96,800	
		女性サウナのミスト発生装置	給水電磁弁の交換修繕	70,400	
		給湯ポンプ漏水	Oリング・ベアリング取替修繕	178,200	
		露天風呂の塩素注入機	チャッキ弁の交換修繕	52,800	
		男子サウナファンの異常	ファン劣化の交換修繕	72,600	
		男性サウナの扉ガタつき	丁番の補強工事実施	44,000	
		男子浴室内の混合水栓	温度調節の温調ハンドル部を交換修繕	9,405	
		男子サウナ扉の硝子	扉の硝子交換修繕	40,700	
		男子浴室内の排煙窓	排煙窓のオペレーターの修繕	109,450	
		男子浴室の出入口扉	男子浴室の出入口扉の戸車修繕	31,900	
		大浴場の循環ポンプ	吸込み一体型チャッキ弁交換修繕	81,400	
		気泡風呂のブロワ油漏れ	ブロワーポンプ油漏れ修繕	42,900	
		給湯用ラインポンプ	Oリング・ベアリング取替修繕	58,300	
		女風呂サウナ	女風呂スチームサウナ老朽ホース部品交換	22,000	
		男子浴室内の照明	照明器具腐食による器具更新修繕	69,630	
		女子浴室内の壁面縦型シャワー	湯水の出悪化のため、ストレージの交換修繕	27,060	
		券売機	コインアダプター	37,400	
		浴場ホワイトボード	張替修繕	5,500	
		機械室濾過	チャッキ弁交換	49,830	
		機械室	灯油タンク危険物看板	9,350	
		ボイラー	ボイラーポンプ修繕	40,700	
			合計	1,563,485	
		レストラン部門	BBQテラス防風シート破れ	防風シート5枚交換修繕	308,550
			厨房	テーブル修繕	9,900
				合計	318,450
管理部門	ホール女子トイレの扉	ドア取付金具の交換修繕	22,000		
	ホール男子トイレ小便器センサー	小便器センサー故障のため交換修理	67,763		
	ボートハウス横トイレ	トイレ修繕	8,800		
	ボートハウス横トイレ	トイレ修繕	8,800		
	ホール掲示板	掲示板交換修繕	99,000		
	ホールダウンライト	ダウンライト交換	12,760		
	ホール女子トイレの扉	ドア取付金具の交換修繕	16,500		
	駐車場出入口	ポール設置	8,800		
	ホール水銀灯	LED交換	20,900		
	ホール男子トイレの扉	ドア取付金具の交換修繕	58,300		
	合計	323,623			

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
竜洋海洋公園	トイレ	大便器詰まり修繕	37,400
	ローラー滑り台	ローラー取替	99,000
	街灯	街灯修繕	302,610
	合計		439,010

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター 体育館 (艇庫含)	トイレ	ブロワー修繕	53,900
	艇庫	ウインチワイヤー	84,040
	浄化槽	沈殿物除去	85,800
	合計		223,740

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター	シャワー	安全ガードパイプ修繕	184,800
	シャワー	配管修繕	124,190

プール	起流ポンプ	ベルト交換修繕	33,000
	排水ピット	排水ポンプ修繕	123,200
		合計	465,190

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
テニスコート	トイレ	和式トイレ修繕	29,700
	洗面所	洗面所修繕	176,000
	コート天井	天井金具修繕	217,800
	ロビー	エアコン修理	154,000
	コート	照明修理	135,300
	屋外排水	排水ポンプ修理	166,540
		合計	879,340

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
多目的広場	広場	芝補修修繕	73,700
		合計	73,700

令和6年度 修繕

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額(税込)
磐田市竜洋昆虫 自然観察公園	野外公園トイレ	便座破損・ボルト交換	8,580
	倉庫	穴・庇補修	218,900
	売店	飾り棚設置	38,500
	看板	看板補修	30,800
	こんちゅう館内	ランプ交換	9,900
	こんちゅう館 窓	網戸設置	181,500
	東屋	補修	71,500
	空調室外機	洗浄	41,800
	館内蛍光灯	LED交換	23,500
	エレベーター	エレベーター修繕	66,330
	草刈機	機械修繕	31,339
	倉庫	漏電補修	14,630
	合計		737,279

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
磐田市竜洋海洋公園 オートキャンプ場	施設街路灯	付替え修繕	82,500
	中央トイレ(女子)	バルブ交換	56,980
	給水塔	給水管保温材補修	22,000
	給水塔	給水管修繕	79,200
	トレーラーハウス	玄関鍵交換	29,700
	区画サイト流し場	詰まり修理	23,100
	コテージ	トイレ水漏れ	6,600
	通用門	ドアノブ交換	97,680
	コテージ	エアコン受光部	39,820
	コテージ	エアコン受光部	24,640
	コテージ	アンテナブースター不具合	16,500
	管理棟	BBQコンロ	41,250
	中央トイレ(男子)	手洗い場水漏れ	11,000
	区画サイト流し場	詰まり修理	5,500
	管理棟	ガス修繕	44,550
	女子トイレ	給湯器交換	121,000
	管理棟	カメラ設置	58,300
	中央トイレ	手洗い場水漏れ	11,000
	合計		771,320

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額	
磐田市竜洋海洋公園 レストハウス	浴場部門	更衣室内	ドライヤー盗難防止対策	17,710
		機械室内	制御盤3ノッチスイッチ取替工事	12,650
		男湯浴室内	水栓ダイヤフラム交換	13,420
		機械室内	ラインポンプ(P-1)取替	253,000
		男女脱衣所	ホワイトボード取付	5,500
		浴室内	シャワー水栓修理	20,680
		露天風呂	ハロゲンランプ交換	3,190
		更衣室内	ベンチ座面塗装	63,800
		浴室内	シャワー水栓修理	20,680
		露天風呂	ウインドーフィルム貼り	94,600
		灯油地下タンク	通気管交換	104,500
		機械室内	露天循環浄化タイマー交換	26,565
		浴室内	シャワー水栓修理	33,000
		浴室内	男湯サウナドア修繕工事	29,700
		浴室内	男湯入口ドア修繕工事	29,700
		機械室内	水風呂フィルター交換	99,000

	機械室内	ラインポンプ修理	52,800
	脱衣所内	女脱衣所壁面塗装	33,000
	建物屋上	トップライト雨漏り補修	11,000
	機械室内	大浴場濾過器ポンプ吐出弁交換修繕	275,000
	機械室内	吸排気設備修理	213,400
	浴室	女湯シャワー水栓金具交換	19,800
	脱衣所内	ウォータークーラー修理	50,270
	浴室	女サウナ扉修理	106,700
	脱衣所内	男湯入口ダウンライト取付処分	9,680
	浴室	男風呂内オペレーター修理	165,000
	浴場配管	配管洗浄	264,000
	浴室	女湯シャワー水栓修理	13,200
	浴場受付	券売機修理	38,500
		合計	2,080,045
レストラン部門	なぎさ広場	屋外墨入れ取っ手溶接修理	11,000
	別館厨房	吸排気設備修理（別館厨房）	9,900
	なぎさ広場	消し炭入れ修理	27,500
	なぎさ広場	ボートハウストイレヒンジ修理	27,500
		合計	75,900
管理部門	駐車場	出入口埋込式車止めポール組み換え	8,800
	女トイレ	扉建付調整	17,600
	事務所	ドアクローザー交換工事	24,200
	喫煙所	木製ガーデンテーブル修繕	6,600
	喫煙所	ベンチ背もたれ修繕	62,700
	喫煙所	木製ベンチ制作・塗装	22,000
	UDトイレ	引き戸シリンダー修繕	4,400
	外周道路	ポール標識立て替え	55,000
	玄関前	木製大型囲い製作	61,380
	喫煙所	出入口の扉ヒンジ交換	32,450
	館内	誘導灯ランプ取替	17,600
	建物外	別館前センサーライト交換取付	19,250
	喫煙所	木製ベンチ修繕	15,400
	売店搬入口	荷下ろし場修理	38,500
	館内	ホール照明器具取替	52,250
	合計	438,130	

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
竜洋海洋公園	公園遊具	複合遊具修繕	90,200
		合計	90,200

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター 体育館 (艇庫含)	体育館	照明設備修繕	253,000
	トイレ	ブローワー修繕	206,250
	館内	コンセント工事	35,200
		合計	494,450

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
海洋センター プール	起流ポンプ	ベルト交換	37,400
	プールサイド	プールサイド修繕	101,200
	プールサイド	プールサイド修繕	41,800
	救護室	エアコン修繕	13,200
	機械室	制御盤修繕	28,600
	機械室	電動弁取替	407,000
		合計	629,200

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
テニスコート	コート	照明修繕	181,500
	コート	コンセント設置	18,700
	屋根	シート修繕	49,500
	屋根	シート扉下部修繕	16,500
	キュービクル	防虫用網修繕	107,800
	キュービクル	換気扇修繕	106,700
		合計	480,700

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
野球場	グラウンド	散水栓修繕	118,800
		合計	118,800

施設名	修繕箇所	業務の内容・方法	金額
多目的広場	トイレ	ダイヤフラムセット交換	11,000
	トイレ	ブロー付替え修繕	60,500
		合計	71,500

令和4年度 業務委託

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋昆虫自然観察公園	緑地管理	緑地点検	毎月2回以上	自社
		樹木点検	9月	自社
		刈払機除草	1～3月以外毎月	自社
		芝刈	4～11月	自社
		樹木の剪定	6月、9～2月	自社
		低木刈込	5月	自社
		植栽枝木処理	随時	33,825
		水辺環境の整備	4月～6月、8月～9月、11月～3月	自社
		ホダ木等の搬入	10月～3月	自社
		学校ゾーンの野菜・草花の管理	毎月	自社
		パタフライガーデンの草花の管理	毎月	自社
		園内の草取り	4～10月 2回/月	自社
		清掃業務	日常常務	毎営業日
	屋外テーブル・ベンチ		毎営業日 (雨天除く)	自社
	野外出路		毎月 2回/週	自社
	水中観察窓		毎月 2回/週	自社
	空調フィルター清掃		4、5、9、11月	自社
	特別清掃		10、3月	自社
	ゴミ処分		随時	79,200
	飼育生物管理	展示している昆虫や淡水魚などの給餌と水槽清掃	毎月随時	自社
		クワガタムシ類・ゲンジボタルの飼育管理	毎月随時	自社
	設備保守	空調設備保守点検	5、10月	330,000
		エレベーター保守点検	4、7、10、1月	264,000
		遊具点検	6月	27,830
		消防設備保守点検	9、3月	63,800
		警報装置点検	6、3月	
		施設警備保守点検	毎月	118,800
		電気施設点検	隔月 (奇数月)	159,984
		企画展示機器点検	隔月	自社
		自動ドア点検	6、12月	118,800
		看板保守点検	適時	27,500
		ホームページ保守	随時	12,100
	プロジェクター点検	随時	自社	
合計				1,235,839

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園オートキャンプ場	芝生管理	草取り・草刈り	毎月随時	自社
		芝刈	4～11月	自社
		砂入れならし	毎月 (8月以外)	自社
		肥料散布	4、7、3月	自社
		散水	毎月随時	自社
		芝補植	4、5、7、10、11、1～3月	自社
		枯れ芝処分・運搬	6～8月以外毎月	自社
		芝診断	毎月 (8月以外)	自社
		堆肥づくり	毎月 (8月以外)	自社
		緑地点検	毎月 (8月以外)	自社
		樹木管理	常緑樹剪定	4～8、10、11月
	落葉樹剪定		11～3月	
	害虫駆除・薬剤散布		10月	自社
	肥料散布		11、3月	自社
	下取り・刈り込み		毎月	自社
	支柱補強		5、1、2月	自社
	植え込み・補植		9、2月	自社

花壇	刈取り枝葉運搬・処分	毎月随時	319,975
	樹木診断	毎月（8月以外）	自社
	草取り	毎月随時	自社
	植え込み	6～8、10～11、3月	自社
	殺虫・害虫駆除	随時	自社
清掃業務	堆肥入れ・肥料散布	随時	自社
	コテージ・トレーラーハウス清掃	毎営業日	自社
	管理棟・トイレ・炊事棟清掃	毎営業日	自社
	A Cサイト・フリーサイト清掃	毎営業日	自社
	年末大掃除	11月	自社
保守点検	ゴミ処理	随時	508,200
	電気保安	毎月・年度	磐田市
	予約システム保守	適時	1,314,500
	遊具点検	6、12月	27,830
	レンタル品整備・点検	随時	自社
	ペンキ塗り	2月	自社
	トレーラーハウス車体磨き	11月	自社
	常用芝刈り機整備点検	6、10月	35,840
	管理棟警備保障	毎月随時	159,720
	消防設備保守点検	9月	66,000
	下水施設グリストラップ清掃	2月	18,700
	合計		

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
しおさい竜洋浴場	清掃業務	開店前清掃	毎日	125,535	
		営業中清掃	毎日	自社	
		閉店後清掃	毎日	自社	
		休業日清掃	休業日	自社	
	設備保守	浴槽水温度管理	毎日4回	自社	
		残留塩素濃度の測定管理	毎日2回	自社	
		高濃度塩素消毒による浴槽配管の殺菌	休業日	自社	
		空調機のフィルター清掃	毎月1回	自社	
		露天風呂の植栽管理	7, 11, 3月	自社	
		空調機の保守点検	5、11月	660,000	
		床暖房の保守点検	5、11月		
		貯湯槽清掃	1月	99,000	
		ラジウム鉱砂・光明石高圧洗浄	7、12月	264,000	
		濾過循環機の保守点検			
		自動制御盤の保守点検	9月	349,800	
		ボイラーの保守点検	1月	110,000	
		汚水ピット・ポンプの清掃	3月	79,200	
		消防設備保守点検	6、12月	管理に計上	
		建物設備定期検査	12月	管理に計上	
		建築物定期検査	11月	管理に計上	
		サウナ・スチームサウナ点検清掃	1月	62,700	
	地下タンク漏洩検査	3月	110,000		
	チラー（屋外機共）	6月（簡易点検4回/年）	自社		
	その他の業務	水質検査	隔月（奇数月）	276,581	
		灯油の入札	毎月1回	-	
		水道・電気メーター確認	毎月1回月初	自社	
		商品棚卸	毎月1回月末	自社	
	合計				2,136,816

施設名	業務	内容	実施回数	金額
		売店玄関、外回り	毎営業日	自社

し お さ い 童 洋 レ ス ト ハ ウ ス （ 管 理 ）	清掃業務	ゴミ処理	毎営業日	15,144
		特別清掃	5、6、9、1月	108,900
	設備保守	空調設備保守点検	5月、10月	浴場に計上
		消防設備保守点検	6月、12月	44,000
		自動ドア設備保守点検	6月、12月	158,400
		自動ドア設備保守臨時点検	5月	38,500
		警備保障	6月、12月	198,000
		建物設備定期検査	12月	247,874
		建築物定期検査	11月	
		バーコードラベル機、レジ保守点検	4月	自社
		冷蔵、冷凍、ショーケース保守点検	6月、10月	自社
		倉庫内管理（整理・整頓）	毎営業日	自社
	衛生管理	保健所講習	4月	30,000
		従業員検便検査	6月、11月	自社
		冷蔵、冷凍、ショーケース温度管理	毎営業日	自社
		ねずみ、昆虫類の駆除	毎月	レストラン計上
その他	屋外樹木管理	毎月	198,000	
	植栽・枝木処理	適時	178,200	
	ゴミ箱管理	毎営業日	自社	
合計				1,217,018

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
し お さ い 童 洋 レ ス ト ラ ン	清掃業務	厨房内床清掃	毎営業日	自社	
		レストラン内フローア、机、椅子、窓清掃	毎営業日	18,150	
		厨房内排水路の清掃	1回/2週間	自社	
		トイレ清掃	毎営業日	自社	
	設備保守	冷蔵庫、冷凍庫の清掃	毎月週2回以上	自社	
		ガス台の清掃	毎月週1回以上	自社	
		焼台の清掃・点検	随時	自社	
		フライヤーの清掃・点検	毎月週1回以上	自社	
		麺湯器の清掃・点検	毎月週1回以上	自社	
		食器洗浄機の清掃・点検	毎月週1回以上	自社	
		保温器の清掃・点検	毎日随時	自社	
		電子レンジの清掃・点検	毎営業日	自社	
		コーヒーマーカーなどフロア器具の清掃・点検	毎営業日	自社	
		米洗浄器、炊飯器、カッター器などの清掃・点検	毎営業日	自社	
	ゴミ処理	ゴミの分別・処理	毎営業日	自社	
		キャンプ場集積場所へのゴミ運搬	毎月2回以上	自社	
	食品衛生管理	ねずみ・昆虫類の駆除	毎月	105,600	
		在庫の確認	毎月週1回以上	自社	
	火気安全管理	グリストラップ	随時	30,140	
		ガス漏れ警報器の点検（4年毎）	7月	自社	
		消火器の点検	6月、12月	しおさい計上	
	屋外管理	別館周囲の除草等	随時	自社	
		バーベキューテラス保守管理	毎月	自社	
		なぎさ広場保守管理	毎月	自社	
	合計				153,890

施設名	業務	内容	実施回数	金額
海 洋 セ ン タ ー 体	日常清掃	玄関、事務所、トイレ、更衣室など（館内日常）	毎日	自社
		体育館フロア、窓ガラスなど（館内特別）	9.11.12月	自社
	設備保守	警備保障	通年	158,400
		消防設備保守点検	6月.12月	58,080
		浄化槽保守点検（清掃保守点検）	年/24回	359,123
		浄化槽保守点検（汚泥引抜清掃）	2月	

育館 (艇庫含)	施設管理	浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	15,000
		クレーン年次点検 (艇庫)	4月	113,496
		電気設備などの運転管理 (艇庫)	年/25回	自社
	船検	定期検査、中間検査実施	R7定期検査予定	8,200
	屋外管理	駐車場など周辺の除草、樹木剪定	適時	660,000
	廃棄物処理	清掃や点検で発生したごみ処理	随時	118,800
合計				1,491,099

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋センタープール	監視業務	人員確保・入水者の安全確保・救助等	毎日 (プール期間)	自社
		屋内プール浴槽内の営業前清掃	毎日 (プール期間)	自社
	清掃業務	屋外プール浴槽内の営業前清掃	毎日 (プール期間)	自社
		プール内、プールサイド、屋外トイレなど	毎日 (プール期間)	自社
		更衣室、シャワー室、トイレ、通路など	毎日 (プール期間)	自社
		水質検査	残留塩素測定	6月・7月・8月
	定期水質検査	6月・7月・8月		
	空気検査	二酸化炭素検査	7月	自社
	設備保守	プール幕取付・プール幕取外し	5月、9月	150,700
		消防設備保守点検	6月・9月	海洋センター含む
		濾過機保守点検 (清掃年/1回)	5・7・8・9月	343,200
		濾過機保守点検 (調整年/1回)	5・7・8・9月	
	合計			

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園野球場	清掃業務	ダッグアウト、トイレ、本部席など	毎日	自社
		トイレ、観覧席など (屋外)	毎日	自社
	グラウンド管理	芝生管理：芝刈り (ローリ-式)	4・7・8・9・11月	2,280,000
		芝生管理：芝刈り (肩掛式)	4・7・8・9・11月	
		芝生管理：芝施肥	4・10月	
		芝生管理：芝薬剤除草	4・12・3月	
		裸地管理：芝刈り (肩掛式)	8・10・11月	
		裸地管理：裸地薬剤除草	4・8・3月	
		樹木管理 生垣刈込	随時	
	設備保守	浄化槽保守点検 (清掃保守点検)	4・6・8・10・12・2月	145,640
		浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	8月	
		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	
	機器の点検	放送設備、散水設備、夜間照明など	毎週水曜日	自社
消耗品の点検	ベース、石灰、ライカー、レキ、ペンチなど	毎週水曜日	自社	
合計				2,435,140

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園多目的広場	樹木管理	芝生管理：芝薬剤除草	1・12・3月	2,520,000
		芝生管理：芝刈り (ローリ-式)	4・6・7・8・9・10・11月	
		芝生管理：目土かけ	3月	
		低木刈込	4・5・6・8月	
		高木剪定	4・5・6・8月	
		枯損木処理	4・5・6・8月	
		裸地手刈除草	4・5・6・8月	
		裸地抜取り除草	4・5・6・8月	
		裸地機械除草	4・5・6・8月	
	水施設清掃	噴水広場清掃 (年3回)	随時	自社
	トイレ清掃	浄化槽保守点検 (清掃保守点検年6回)	4・6・8・10・12・2月	172,810
		浄化槽保守点検 (汚泥引抜清掃)	2月	
		浄化槽法定点検 (定期水質検査)	1月	
	床・便器・洗面台清掃 (週2回)	随時	自社	

	ペーパー補充	随時	自社
合計			2,702,310

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園	樹木管理	害虫防除散布（年1回以上）	3月	4,500,000
		ロータリー式芝刈（年4回）	4・7・8・9・11月	
		目土かけ（年1回）	3月	
		低木刈込（年2回）	6月・7月	
		高木剪定（年1回）	3月	
		枯損木処理	随時	
		裸地手刈除草	4月	
		裸地抜取り除草	4月・11月	
		裸地機械除草	4・7・8・9・10・11月	
		プランター植替え	5・10・3月	
	水質検査	親水カケド・池の浚渫・清掃	4・7・8月	自社
	遊具点検	保守点検及び補修作業	4・4・6・10・1・3月	66,000
	トイレ清掃	浄化槽法定点検	6月	9,500
		浄化槽清掃	4・7・1・2月	140,415
		浄化槽維持管理	4・7・1・2月	
		床・便器・洗面台清掃（週2回）	随時	自社
	砂場管理	大腸菌検査	6月	17,600
		砂場掘り起し（状況に応じて砂の補充）	12月	自社
その他	園内のゴミ拾い	随時	自社	
	落ち葉・枯枝片付け	随時	自社	
合計				4,733,515

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
竜洋海洋公園 テニスコート	日常清掃	事務所・ロビー・トイレ・通路・器具庫	毎日（休館を除く）	自社	
	コート整備	砂の補充・コート面の整地	毎日（休館を除く）	自社	
	設備保守点検等	警備保障		通年	147,840
		浄化槽法清掃点検		4・7・10・7・2月	269,915
		浄化槽汚泥抜取り		2月	
		浄化槽年次定期点検		1月	13,000
		消防設備点検		6・12月	9,460
	夜間照明管理	夜間照明点検		毎日（休館を除く）	自社
	機器の点検	支柱・審判代・ネット（ワイヤーなど）		毎日（休館を除く）	自社
	消耗機器等の点検	ブラシ		毎日（休館を除く）	自社
	裸地管理	機械除草		4・7・8・9・10・11月	600,000
		施肥		4月	
		樹木剪定		6・8月	
除草、剪定			4月		
合計				1,040,215	

令和5年度 業務委託

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋昆虫自然観察公園	緑地管理	緑地点検	毎月2回以上	自社
		樹木点検	9月	自社
		刈払機除草	1～3月以外毎月	自社
		芝刈	4～11月	自社
		樹木の剪定	6月、9～2月	132,000
		植栽・枝木処理	随時	53,955
		低木刈込	5月	自社
		水辺環境の整備	4月～6月、8月～9月、11月～3月	自社
		ホダ木等の搬入	10月～3月	自社
		学校ゾーンの野菜・草花の管理	毎月	自社
		バタフライガーデンの草花の管理	毎月	自社
		園内の草取り	4～10月 2回/月	自社
	清掃業務	日常常務	毎営業日	自社
		屋外テーブル・ベンチ	毎営業日（雨天除く）	自社
		野外園路	毎月 2回/週	自社
		水中観察窓	毎月 2回/週	自社
		空調フィルター清掃	4、5、9、11月	自社
		特別清掃	10、3月	自社
		ゴミ処分	随時	92,400
	飼育生物管理	展示している昆虫や淡水魚などの給餌と水槽清掃	毎月随時	自社
		クワガタムシ類・ゲンジボタルの飼育管理	毎月随時	自社
	設備保守	空調設備保守点検	5、10月	330,000
		エレベーター保守点検	4、7、10、1月	264,000
		遊具点検	6月	59,400
		消防設備保守点検	9、3月	63,800
		警報装置点検	6、3月	
		施設警備保守点検	毎月	118,800
		電気施設点検	隔月（奇数月）	186,120
		企画展示機器点検	隔月	自社
		自動ドア点検	6、12月	118,800
		ホームページ保守	随時	12,100
	プロジェクター点検	隔月	自社	
	合計			

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園オートキャンプ場	芝生管理	草取り・草刈り	毎月随時	自社
		芝刈	4～11月	自社
		砂入れならし	毎月（8月以外）	自社
		肥料散布	4、7、3月	自社
		散水	毎月随時	自社
		芝補植	4、5、7、10、11、1～3月	自社
		枯れ芝処分・運搬	6～8月以外毎月	自社
		芝診断	毎月（8月以外）	自社
		堆肥づくり	毎月（8月以外）	自社
		緑地点検	毎月（8月以外）	自社
		樹木管理	常緑樹剪定	4～8、10、11月
	落葉樹剪定		11～3月	
	害虫駆除・薬剤散布		10月	自社
	肥料散布		11、3月	自社
	下取り・刈り込み		毎月	自社
	支柱補強		5、1、2月	自社
	植え込み・捕植		9、2月	自社

	刈取り枝葉運搬・処分	毎月随時	402,405
	樹木診断	毎月(8月以外)	自社
花壇	草取り	毎月随時	自社
	植え込み	6~8、10~11、3月	自社
	殺虫・害虫駆除	随時	自社
	堆肥入れ・肥料散布	随時	自社
	コテージ・トレーラーハウス清掃	毎営業日	自社
清掃業務	管理棟・トイレ・炊事棟清掃	毎営業日	自社
	A Cサイト・フリーサイト清掃	毎営業日	自社
	ゴミ回収	随時	503,800
	年末大掃除	11月	自社
保守点検	電気保安	毎月	413,445
	年次点検	12月	
	予約システム保安	随時	1,188,000
	遊具点検	6、12月	59,400
	レンタル品整備・点検	随時	自社
	ペンキ塗り	2月	自社
	トレーラーハウス車体磨き	11月	自社
	エアコン清掃	適時	251,680
	常用芝刈り機整備点検	6、10月	63,830
	管理棟警備保障	毎月随時	159,720
	消防設備保守点検	9月、3月	44,000
	下水施設グリストラップ清掃	2月	18,700
	合計		

施設名	業務	内容	実施回数	金額
し お さ い 竜 洋 浴 場	清掃業務	開店前清掃	毎日	134,180
		営業中清掃	毎日	自社
		閉店後清掃	毎日	自社
		休業日清掃	休業日	自社
	設備保守	浴槽水温度管理	毎日4回	自社
		残留塩素濃度の測定管理	毎日2回	自社
		空調機のフィルター清掃	毎月1回	自社
		露天風呂の植栽管理	7、11、3月	自社
		空調機の保守点検	5月、11月	693,000
		床暖房の保守点検	2月	
		貯湯槽清掃	1月	99,000
		ラジウム鉱砂・光明石高圧洗浄	7月、12月	264,000
		濾過循環機の保守点検		
		自動制御盤の保守点検	9月	349,800
		ボイラーの保守点検	1月	110,000
		汚水ピット・ポンプの清掃	3月	79,200
		消防設備保守点検	6、12月	管理に計上
		建物設備定期検査	12月	管理に計上
		建築物定期検査	11月	管理に計上
		サウナ・スチームサウナ点検清掃	1月	62,700
	地下タンク漏洩検査	3月	110,000	
	チラー(屋外機共)	6月(簡易点検4回/年)	自社	
	その他の業務	水質検査	隔月(奇数月)	305,233
		配管清掃	年1回	218,900
		灯油の入札	毎月1回	磐田地区
		水道・電気メーター確認	毎月1回月初	自社
		商品棚卸	毎月1回月末	自社
	合計			2,426,013

施設名	業務	内容	実施回数	金額
し お さ い 竜 洋 レ ス ト ハ ウ ス (管 理)	清掃業務	売店玄関、外回り	毎営業日	自社
		ゴミ処理	毎営業日	169,400
		特別清掃	5、6、9、1月	297,000
	設備保守	空調設備保守点検	5月、10月	浴場に計上
		消防設備保守点検	6月、12月	44,000
		自動ドア設備保守点検	6月、12月	158,400
		電気設備保安	毎月・年次	413,457
		警備保障	随時	198,000
		建物設備定期検査	12月	121,000
		建築物定期検査	11月	
		バーコードラベル機、レジ保守点検	4月	自社
		冷蔵、冷凍、ショーケース保守点検	6月、10月	自社
	衛生管理	倉庫内管理（整理・整頓）	毎営業日	自社
		従業員検便検査	6月、11月	自社
		冷蔵、冷凍、ショーケース温度管理	毎営業日	自社
	その他	ねずみ、昆虫類の駆除	毎月	自社
		屋外樹木管理	毎月	198,000
植栽・枝木処理		毎月	74,800	
ゴミ箱管理		毎営業日	自社	
合計				1,674,057

施設名	業務	内容	実施回数	金額
し お さ い 竜 洋 レ ス ト ラ ン	清掃業務	厨房内床清掃	毎営業日	自社
		レストラン内フローア、机、椅子、窓清掃	毎営業日	66,000
		厨房内排水路の清掃	1回/2週間	自社
		トイレ清掃	毎営業日	自社
	設備保守	冷蔵庫、冷凍庫の清掃	毎月週2回以上	自社
		ガス台の清掃	毎月週1回以上	自社
		焼台の清掃・点検	随時	自社
		フライヤーの清掃・点検	毎月週1回以上	自社
		麺湯器の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
		食器洗浄機の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
		保温器の清掃・点検	毎日随時	自社
		電子レンジの清掃・点検	毎営業日	自社
		コーヒーマーカーなどフロア器具の清掃・点検	毎営業日	自社
		米洗浄器、炊飯器、カッター器などの清掃・点検	毎営業日	自社
	ゴミ処理	ゴミの分別・処理	毎営業日	自社
		キャンプ場集積場所へのゴミ運搬	毎月2回以上	自社
	食品衛生管理	ねずみ・昆虫類の駆除	毎月	105,600
		在庫の確認	毎月週1回以上	自社
		ノロウイルス検査	適時	39,600
		グリストラップ	随時	25,740
	火気安全管理	ガス漏れ警報器の点検（4年毎）	7月	自社
		消火器の点検	随時	しおさい計上
		バーベキューテラス保守管理	毎月	自社
なぎさ広場保守管理		毎月	自社	
合計				236,940

施設名	業務	内容	実施回数	金額
海 洋 セ ン タ ー	日常清掃	玄関、事務所、トイレ、更衣室など（館内日常）	毎日	自社
		体育館フロア、窓ガラスなど（館内特別）	6.9.12.3月	自社
		警備保障	通年	158,400

センター 体育館 (艇庫倉)	設備保守	消防設備保守点検	6月.12月	58,080
		浄化槽保守点検(清掃保守点検)	年/24回	359,123
		浄化槽保守点検(汚泥引抜清掃)	2月	
		浄化槽法定点検(定期水質検査)	1月	15,000
	施設管理	クレーン年次点検(艇庫)	4月	24,946
		電気設備などの運転管理(艇庫)	年/25回	自社
	屋外管理	駐車場など周辺の除草、樹木剪定	適時	660,000
	廃棄物処理	清掃や点検で発生したごみ処理	随時	191,400
合計				1,466,949

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋 海洋センター プール	監視業務	人員確保・入水者の安全確保・救助等	毎日(プール期間)	自社
	清掃業務	屋内プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社
		屋外プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社
		プール内、プールサイド、屋外トイレなど	毎日(プール期間)	自社
		更衣室、シャワー室、トイレ、通路など	毎日(プール期間)	自社
	水質検査	残留塩素測定	6月.7月.8月	150,480
		定期水質検査	6月.7月.8月	
	空気検査	二酸化炭素検査・大腸菌検査	7月	26,400
	設備保守	プール幕取付・プール幕取外し	5月、9月	150,700
		消防設備保守点検	6月.12月	海洋センター含む
		濾過機保守点検(清掃年/1回)	5.7.8.9月	145,200
		濾過機保守点検(調整年/1回)	5.7.8.9月	
		ろ材交換(1回/3年)	令和5年度実施	1,488,300
合計				1,961,080

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋 海洋公園 野球場	清掃業務	ダッグアウト、トイレ、本部席など	毎日	自社
		トイレ、観覧席など(屋外)	毎日	自社
	グラウンド管理	芝生管理:芝刈り(ローリ-式)	4.6.7.8.10.11月	2,280,000
		芝生管理:芝刈り(肩掛式)	4.6.7.8.10.11月	
		芝生管理:芝施肥	4.10月	
		芝生管理:芝薬剤除草	4.9.11月	
		裸地管理:芝刈り(肩掛式)	4.7.10月	
		裸地管理:裸地薬剤除草	4.9.11月	
	樹木管理 生垣刈込	随時	自社	
	設備保守	浄化槽保守点検(清掃保守点検)	4.6.8.10.12.2.月	155,140
		浄化槽保守点検(汚泥引抜清掃)	2月	
		浄化槽法定点検(定期水質検査)	1月	9,500
	機器の点検	放送設備、散水設備、夜間照明など	毎週水曜日	自社
消耗品の点検	ペ-ス、石灰、ライカ-、レキ、ベンチなど	毎週水曜日	自社	
合計				2,444,640

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋 海洋公園 多目的	樹木管理	芝生管理:芝薬剤除草	1.12.3月	2,520,000
		芝生管理:芝刈り(ローリ-式)	4.6.7.8.9.10.11月	
		芝生管理:目土かけ	12月	
		低木刈込	4.5.7.8.10.2月	
		高木剪定	4.5.7.8.10.2月	
		枯損木処理	4.5.7.8.10.2月	
		裸地手刈除草	4.5.7.8.10.2月	
		裸地抜取り除草	4.5.7.8.10.2月	
	裸地機械除草	4.5.7.8.10.2月		
	水施設清掃	噴水広場清掃(年3回)	随時	自社

広場	トイレ清掃	浄化槽保守点検（清掃保守点検年6回）	4. 6. 8. 10. 12. 2月	172, 810
		浄化槽保守点検（汚泥引抜清掃）	2月	
		浄化槽法定点検（定期水質検査）	1月	9, 500
		床・便器・洗面台清掃（週2回）	随時	自社
		ペーパー補充	随時	自社
合計				2, 702, 310

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園	樹木管理	害虫防除散布（年1回以上）	11月	4, 500, 000
		ロータリー式芝刈（年4回）	4. 6. 7. 8. 10. 11月	
		目土かけ（年1回）	12月	
		低木刈込（年2回）	5. 6月	
		高木剪定（年1回）	8月	
		枯損木処理	随時	
		裸地手刈除草	10月	
		裸地抜取り除草	10. 2. 3月	
		裸地機械除草	4. 6. 7. 8. 10月	
		プランター植替え	5. 12. 3月	
	水質検査	親水カスケード・池の浚渫・清掃	4. 7. 8月	自社
	遊具点検	保守点検及び補修作業	5. 7. 9. 11. 1. 3月	272, 800
	トイレ清掃	浄化槽法定点検	1月	9, 500
		浄化槽清掃	7. 10. 1月	140, 415
		浄化槽維持管理（汚泥抜取り）	2月	自社
	施設管理	電気設備保安	毎月・年次	413, 458
	砂場管理	大腸菌検査	7月	海洋センター計上
		砂場掘り起し（状況に応じて砂の補充）	9月	自社
	その他	園内のゴミ拾い	随時	自社
		落ち葉・枯枝片付け	随時	自社
合計				5, 336, 173

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
竜洋海洋公園 テニスコート	日常清掃	事務所. ロビー. トイレ. 通路. 器具庫	毎日（休館を除く）	自社	
	コート整備	砂の補充. コート面の整地	毎日（休館を除く）	自社	
	設備保守点検等	警備保障		通年	147, 840
		浄化槽法清掃点検		4. 7. 10. 1月	269, 915
		浄化槽汚泥抜取り		2月	
		浄化槽年次定期点検		1月	13, 000
		消防設備点検		6. 12月	18, 920
	夜間照明管理	夜間照明点検	毎日（休館を除く）	自社	
	機器の点検	支柱. 審判代. ネット（ワイヤーなど）	毎日（休館を除く）	自社	
	消耗機器等の点検	ブラシ	毎日（休館を除く）	自社	
	裸地管理	機械除草		4. 6. 7. 8. 10月	600, 000
		施肥		4月	
		樹木剪定		6. 8月	
除草、剪定			6月		
合計				1, 049, 675	

令和6年度 業務委託

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋昆虫自然観察公園	緑地管理	緑地点検	毎月2回以上	自社
		樹木点検	9月	自社
		刈払機除草	1～3月以外毎月	自社
		芝刈	4～11月	自社
		樹木の剪定	6月、9～2月	自社
		低木刈込	5月	自社
		植栽・枝木処理	随時	自社
		水辺環境の整備	4月～6月、8月～9月、11月～3月	自社
		ホダ木等の搬入	10月～3月	2,200
		学校ゾーンの野菜・草花の管理	毎月	自社
		バタフライガーデンの草花の管理	毎月	自社
		園内の草取り	4～10月 2回/月	自社
		清掃業務	日常常務	毎営業日
	屋外テーブル・ベンチ		毎営業日（雨天除く）	自社
	野外園路		毎月 2回/週	自社
	水中観察窓		毎月 2回/週	自社
	空調フィルター清掃		4、5、9、11月	自社
	特別清掃		10、3月	自社
	ゴミ処分		随時	92,400
	飼育生物管理	展示している昆虫や淡水魚などの給餌と水槽清掃	毎月随時	自社
		クワガタムシ類・ゲンジボタルの飼育管理	毎月随時	自社
	設備保守	空調設備保守点検	5、10月	330,000
		エレベーター保守点検	4、7、10、1月	264,000
		遊具点検	6月	59,400
		消防設備保守点検	9、3月	63,800
		警報装置点検	6、3月	
		施設警備保守点検	毎月	123,200
		電気施設点検	隔月（奇数月）	186,120
		企画展示機器点検	隔月	自社
		看板点検	随時	99,000
		自動ドア点検	6、12月	118,800
		ホームページ保守	随時	12,100
	プロジェクター点検	随時	自社	
合計				1,351,020

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園オートキャンプ場	芝生管理	草取り・草刈り	毎月随時	自社
		芝刈	4～11月	自社
		砂入れならし	1月、芝捕植時	自社
		肥料散布	4、7、3月	自社
		散水	毎月随時	自社
		芝補植	4、5、7、10、11、1～3月	自社
		枯れ芝処分・運搬	毎月随時	自社
		芝診断	毎月（8月以外）	自社
		堆肥づくり	毎月（8月以外）	自社
		緑地点検	毎月（8月以外）	自社
	樹木管理	常緑樹剪定	4～8、10、11月	792,000
		落葉樹剪定	11～3月	
		害虫駆除・薬剤散布	10月	自社
		肥料散布	11、3月	自社
		下取り・刈り込み	毎月	自社
		支柱補強	5、1、2月	自社

花壇	植え込み・捕植	9、2月	自社
	刈取り枝葉運搬・処分	毎月随時	284,615
	樹木診断	毎月（8月以外）	自社
	草取り	毎月随時	自社
	植え込み	6～8、10～11、3月	自社
	殺虫・害虫駆除	随時	自社
清掃業務	堆肥入れ・肥料散布	随時	自社
	コテージ・トレーラーハウス清掃	毎営業日	自社
	管理棟・トイレ・炊事棟清掃	毎営業日	自社
	A Cサイト・フリーサイト清掃	毎営業日	自社
	ゴミ回収	随時	563,200
保守点検	年末大掃除	11月	自社
	電気保安	毎月	413,445
	年次点検	12月	
	予約システム保守	随時	1,217,700
	遊具点検	6、12月	59,400
	レンタル品整備・点検	随時	自社
	ペンキ塗り	2月	自社
	トレーラーハウス車体磨き	11月	自社
	常用芝刈り機整備点検	6、10月	35,940
	管理棟警備保障	毎月随時	159,720
	コテージ火災報知器点検	適時	40,700
	消防設備保守点検	9月・3月	44,000
	下水施設グリストラップ清掃	2月	18,360
合計			3,629,080

施設名	業務	内容	実施回数	金額
しおさい竜洋浴場	清掃業務	開店前清掃	毎日	158,878
		営業中清掃	毎日	自社
		閉店後清掃	毎日	自社
		休業日清掃	毎休業日	自社
		浴槽水温度管理	毎日4回	自社
	設備保守	残留塩素濃度の測定管理	毎日2回	自社
		空調機のフィルター清掃	毎月1回	自社
		露天風呂の植栽管理	7、11、3月	13,200
		空調機の保守点検	5月、11月	693,000
		床暖房の保守点検	2月	
		貯湯槽清掃	1月	99,000
		ラジウム鉱砂・光明石高圧洗浄	7月、12月	264,000
		濾過循環機の保守点検		
		自動制御盤の保守点検	9月	349,800
		ボイラーの保守点検	1月	110,000
		汚水ピット・ポンプの清掃	3月	79,200
		消防設備保守点検	6、12月	管理に計上
		建物設備定期検査	12月	管理に計上
		建築物定期検査	11月	管理に計上
		サウナ・スチームサウナ点検清掃	1月	62,700
	地下タンク漏洩検査	3月	110,000	
	チラー（屋外機共）	6月（簡易点検4回/年）	自社	
	その他の業務	水質検査	隔月（奇数月）	199,055
		灯油の入札	毎月1回	磐田地区
		水道・電気メーター確認	毎月1回月初	自社
		商品棚卸	毎月1回月末	自社
	合計			2,138,833

施設名	業務	内容	実施回数	金額
しおさい竜洋レストハウス（管理）	清掃業務	売店玄関、外回り	毎営業日	自社
		ゴミ処理	毎営業日	136,400
		特別清掃	5、6、9、1月	231,000
	設備保守	空調設備保守点検	5月、10月	浴場に計上
		消防設備保守点検	6月、12月	44,000
		自動ドア設備保守点検	6月、12月	158,400
		電気設備保安	毎月・年次	413,457
		警備保障	6月、12月	198,000
		建物設備定期検査	12月	217,140
		建築物定期検査	11月	
		バーコードラベル機、レジ保守点検	4月	自社
		冷蔵、冷凍、ショーケース保守点検	6月、10月	自社
	衛生管理	倉庫内管理（整理・整頓）	毎営業日	自社
		従業員検便検査	6月、11月	自社
		冷蔵、冷凍、ショーケース温度管理	毎営業日	自社
	その他	ねずみ、昆虫類の駆除	毎月	自社
		屋外樹木管理	毎月	198,000
植栽・枝木処理		適時	45,418	
ゴミ箱管理		毎営業日	自社	
合計				1,641,815

施設名	業務	内容	実施回数	金額
しおさい竜洋レストラン	清掃業務	厨房内床清掃	毎営業日	自社
		レストラン内フローア、机、椅子、窓清掃	毎営業日	165,000
		厨房内排水路の清掃	1回/2週間	自社
		トイレ清掃	毎営業日	自社
	設備保守	冷蔵庫、冷凍庫の清掃	毎月週2回以上	自社
		ガス台の清掃	毎月週1回以上	自社
		焼台の清掃・点検	随時	自社
		フライヤーの清掃・点検	毎月週1回以上	自社
		麺湯器の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
		食器洗浄機の清掃・点検	毎月週1回以上	自社
		保温器の清掃・点検	毎日随時	自社
		電子レンジの清掃・点検	毎営業日	自社
		コーヒーメーカーなどフロア器具の清掃・点検	毎営業日	自社
		米洗浄器、炊飯器、カッター器などの清掃・点検	毎営業日	自社
	ゴミ処理	ゴミの分別・処理	毎営業日	自社
		キャンプ場集積場所へのゴミ運搬	毎月2回以上	自社
	食品衛生管理	ねずみ・昆虫類の駆除	毎月	169,290
		在庫の確認	毎月週1回以上	自社
		ノロウイルス検査	適時	39,600
		グリストラップ	随時	54,340
	火気安全管理	ガス漏れ警報器の点検（4年毎）	7月	自社
		消火器の点検	6月、12月	しおさい計上
	屋外管理	別館周囲の除草等	随時	自社
バーベキューテラス保守管理		毎月	自社	
なぎさ広場保守管理		毎月	自社	
合計				428,230

施設名	業務	内容	実施回数	金額
海洋	日常清掃	玄関、事務所、トイレ、更衣室など（館内日常）	毎日	自社
		体育館フロア、窓ガラスなど（館内特別）	6.12.1月	自社

センター 体育館 (艇庫含)	設備保守	警備保障	通年	158,400
		消防設備保守点検	6月.12月	58,080
		浄化槽保守点検(清掃保守点検)	年/24回	374,122
		浄化槽保守点検(汚泥引抜清掃)	3月	
		浄化槽法定点検(定期水質検査)	1月	15,000
		大腸菌検査	1月	7,400
	施設管理	電気設備などの運転管理(艇庫)	年/25回	自社
屋外管理	駐車場など周辺の除草、樹木剪定	適時	660,000	
廃棄物処理	清掃や点検で発生したごみ処理	随時	92,400	
合計				1,365,402

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋センタープール	監視業務	人員確保・入水者の安全確保・救助等	毎日(プール期間)	自社
	清掃業務	屋内プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社
		屋外プール浴槽内の営業前清掃	毎日(プール期間)	自社
		プール内、プールサイド、屋外トイレなど	毎日(プール期間)	自社
		更衣室、シャワー室、トイレ、通路など	毎日(プール期間)	自社
	水質検査	残留塩素測定	6月.7月.8月	110,880
		定期水質検査	6月.7月.8月	
	空気検査	二酸化炭素検査	7月	5,500
	設備保守	プール幕取付・プール幕取外し	6.11月	122,100
		消防設備保守点検	6月.12月	海洋センター含む
		濾過機保守点検(清掃年/1回)	6.7.9月	309,100
		濾過機保守点検(調整年/1回)	6.7.9月	
合計				547,580

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園野球場	清掃業務	ダッグアウト、トイレ、本部席など	毎日	自社
		トイレ、観覧席など(屋外)	毎日	自社
	グラウンド管理	芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4.6.8.10.12.2月	2,280,000
		芝生管理:芝刈り(肩掛式)	4.6.8.10.12.2月	
		芝生管理:芝施肥	11.3月	
		芝生管理:芝薬剤除草	5.11.3月	
		裸地管理:芝刈り(肩掛式)	11月	
		裸地管理:裸地薬剤除草	4.9月	
	設備保守	樹木管理 生垣刈込	随時	自社
		浄化槽保守点検(清掃保守点検)	4.6.8.10.12.2.月	145,640
		浄化槽保守点検(汚泥引抜清掃)	3月	
	機器の点検	浄化槽法定点検(定期水質検査)	1月	9,500
機器の点検	放送設備、散水設備、夜間照明など	毎週水曜日	自社	
消耗品の点検	ペ-ス、石灰、ライカー、レキ、ペンチなど	毎週水曜日	自社	
合計				2,435,140

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園多目的	樹木管理	芝生管理:芝薬剤除草	11.3月	2,520,000
		芝生管理:芝刈り(ロータリー式)	4.6.7.8.9.10.11月	
		芝生管理:目土かけ	3月	
		低木刈込	5.2.3月	
		高木剪定	5.2.3月	
		枯損木処理	5.2.3月	
		裸地手刈除草	5.2.3月	
		裸地抜取り除草	5.2.3月	
	裸地機械除草	5.2.3月		
	水施設清掃	噴水広場清掃(年3回)	随時	自社

WJ 広場	トイレ清掃	浄化槽保守点検（清掃保守点検年6回）	4. 6. 8. 10. 12. 2月	172, 810
		浄化槽保守点検（汚泥引抜清掃）	3月	
		浄化槽法定点検（定期水質検査）	1月	9, 500
		床・便器・洗面台清掃（週2回）	随時	自社
		ペーパー補充	随時	自社
合計				2, 702, 310

施設名	業務	内容	実施回数	金額
竜洋海洋公園	樹木管理	害虫防除散布（年1回以上）	5月	4, 500, 000
		ロータリー式芝刈（年4回）	4. 6. 7. 8. 9. 10. 11月	
		目土かけ（年1回）	3月	
		低木刈込（年2回）	5月2回	
		高木剪定（年1回）	2月	
		枯損木処理	随時	
		裸地手刈除草	10月	
		裸地抜取り除草	10月	
		裸地機械除草	4. 6. 7. 9. 11月	
		プランター植替え	5. 10. 3月	
	水質検査	親水カスケード・池の浚渫・清掃	4. 7. 9月	自社
	遊具点検	保守点検及び補修作業	5. 7. 9. 11. 1. 3月	272, 800
	トイレ清掃	浄化槽法定点検	1月	9, 500
		浄化槽清掃	4. 7. 10月	140, 415
		浄化槽維持管理	4. 7. 10月	
	砂場管理	床・便器・洗面台清掃（週2回）	随時	自社
		大腸菌検査	9月	20, 900
施設管理	砂場掘り起し（状況に応じて砂の補充）	9. 10月	自社	
	電気設備保安	毎月・年次	413, 458	
その他	園内のゴミ拾い	随時	自社	
	落ち葉・枯枝片付け	随時	自社	
合計				5, 357, 073

施設名	業務	内容	実施回数	金額	
竜洋海洋公園 テニスコート	日常清掃	事務所. ロビー. トイレ. 通路. 器具庫	毎日（休館を除く）	自社	
	コート整備	砂の補充. コート面の整地	毎日（休館を除く）	自社	
	設備保守点検等	警備保障		通年	147, 840
		浄化槽法清掃点検		4. 7. 10. 1月	269, 914
		浄化槽汚泥抜取り		3月	
		浄化槽年次定期点検		1月	13, 000
	夜間照明管理	消防設備点検		6. 12月	9, 460
		夜間照明点検		毎日（休館を除く）	自社
	機器の点検	支柱. 審判代. ネット（ワイヤーなど）		毎日（休館を除く）	自社
	消耗機器等の点検	ブラシ		毎日（休館を除く）	自社
	裸地管理	機械除草		4. 6. 7. 8. 9. 11月	600, 000
		施肥		3月	
樹木剪定			5. 2月		
除草、剪定			2月		
合計				1, 040, 214	

光熱水費実績

【竜洋昆虫自然観察公園】

年度	金額
令和4年度	3,823,221
令和5年度	3,101,914
令和6年度	3,396,960

【竜洋海洋センター体育館・艇庫】

年度	金額
令和4年度	1,233,469
令和5年度	1,330,351
令和6年度	1,338,733

【竜洋海洋公園オートキャンプ場】

年度	金額
令和4年度	6,006,587
令和5年度	4,792,296
令和6年度	4,981,734

【竜洋海洋センタープール】

年度	金額
令和4年度	882,460
令和5年度	971,320
令和6年度	1,125,178

【竜洋海洋公園レストハウス】

年度	金額
令和4年度	16,353,065
令和5年度	13,784,565
令和6年度	16,695,421

【竜洋海洋公園野球場】

年度	金額
令和4年度	0
令和5年度	0
令和6年度	0

【竜洋海洋公園】

年度	金額
令和4年度	6,221,463
令和5年度	5,346,281
令和6年度	5,020,593

【竜洋海洋公園テニスコート】

年度	金額
令和4年度	656,885
令和5年度	685,459
令和6年度	768,775

備品一覧

【磐田市竜洋昆虫自然観察公園】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
60648	1028008	プレハブ	幼虫観察ミニハウス	竜洋昆虫自然観察公園
60647	1029099	その他車両類	乗用芝刈機 TS242	竜洋昆虫自然観察公園
60646	1029002	貨物自動車	軽トラック	竜洋昆虫自然観察公園
59364	1013059	ディスプレイ	シャープ PN-Y326	竜洋昆虫自然観察公園
59361	1004004	スチール棚	昆虫標本庫 TMHC-201	竜洋昆虫自然観察公園
59360	1004004	スチール棚	昆虫標本庫 TMHC-201	竜洋昆虫自然観察公園
59359	1004004	スチール棚	昆虫標本庫 TMHC-201	竜洋昆虫自然観察公園
59358	1028009	物置	ヨド蔵MD DZB-3622HW	竜洋昆虫自然観察公園
10903	1005009	ロッカー	302-0503	竜洋昆虫自然観察公園
10877	1004003	陳列戸棚	機器収納ラック	竜洋昆虫自然観察公園

【磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
60645	1028009	物置	倉庫	竜洋海洋公園オートキャンプ場
60644	1029002	貨物自動車	キャンプ場トラック	竜洋海洋公園オートキャンプ場
11166	1029099	その他車両類	ポトウカーバイ WB10F	竜洋海洋公園オートキャンプ場
10913	1011003	草刈機	シバウラガーデントラクタモアLT16	竜洋海洋公園オートキャンプ場

【磐田市竜洋海洋公園レストハウス】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
60657	1029001	乗用自動車	スズキエヴリィ	しおさい竜洋
60656	1013099	その他電気器具	売店レジM-9000(親機・子機)	しおさい竜洋
60655	1013099	その他電気器具	売店レジM-9000(親機・子機)	しおさい竜洋
60654	1016007	冷蔵庫	冷蔵保管庫	しおさい竜洋
60653	1013099	その他電気器具	バーコード発行機	しおさい竜洋
60652	1016007	冷蔵庫	冷蔵ケース一式	しおさい竜洋
60651	1016007	冷蔵庫	冷凍庫一式	しおさい竜洋
60666	1016099	その他厨具類	製氷機 45kg	しおさい竜洋
60665	1013099	その他電気器具	麺茹で機 タニコー	しおさい竜洋
60664	1016007	冷蔵庫	コールドテーブル	しおさい竜洋
60663	1016007	冷蔵庫	インバータ制御4R冷凍庫	しおさい竜洋
60662	1016007	冷蔵庫	インバータ制御3R冷蔵庫	しおさい竜洋
60661	1016007	冷蔵庫	冷蔵庫	しおさい竜洋
60660	1016007	冷蔵庫	冷凍庫	しおさい竜洋
60659	1013099	その他電気器具	レジスター ST-700	しおさい竜洋
60658	1013099	その他電気器具	自動券売機 VT-G10M R7機種変更予定	しおさい竜洋
10967	1016017	食器洗浄機	TDWD-50SBG	しおさい竜洋
10958	1016016	調理台	1800×600×800	しおさい竜洋
10951	1016015	流し台	ソルトシンク	しおさい竜洋
10935	1014001	エアコン	壁掛2.0馬力 RPK-AP50HVM3	しおさい竜洋

10902	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10901	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10900	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10899	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10898	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10897	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10896	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10895	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10892	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10891	1005009	ロッカー	トキ HLR-2408W-15	しおさい竜洋
10889	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10888	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10887	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10886	1005005	下駄箱	下駄箱	しおさい竜洋
10816	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10815	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10814	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10813	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10812	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10811	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10810	1001009	その他机	野外卓 (車椅子用)	しおさい竜洋
10809	1001009	その他机	野外卓 1800×1500×700	しおさい竜洋
10808	1001009	その他机	野外卓 パラソル用	しおさい竜洋
10807	1001009	その他机	野外卓 (車椅子用)	しおさい竜洋
10805	1001002	受付用デスク	インフォメーションカウンター ウチダ 1-358-2080	しおさい竜洋
10804	1001002	受付用デスク	インフォメーションカウンター ウチダ 1-358-2310	しおさい竜洋
11156	1028006	楯	間仕切り ニハ イスライディングウォールC-60Nハ°礼	しおさい竜洋別館
10968	1016017	食器洗浄機	SP113E6	しおさい竜洋別館
10940	1016005	鍋	おでん鍋	しおさい竜洋別館
10839	1001099	その他机類	喫煙テーブル ウチダ スモキングステーションSS-405	しおさい竜洋別館

【竜洋海洋公園】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
10995	1016099	その他厨具類	食器棚 1500×350×1800	竜洋海洋公園売店

【竜洋海洋センター体育館】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45275	1003098	その他台	アルミ板号令台 (多目的)	竜洋海洋センター
45353	1013019	掃除機	浮上型プール底掃除機 重量22kg	竜洋海洋センター
45360	1013037	放送装置	ポータブルワイヤレスチューナー WA652-C (ミーティング)	竜洋海洋センター
45404	1023028	バックネット	移動型バックネット (多目的)	竜洋海洋センター
45405	1023028	バックネット	移動型バックネット (多目的)	竜洋海洋センター
45406	1023030	サッカーゴール	ジュニアサッカーゴール (多目的)	竜洋海洋センター
45409	1023099	その他体育器具類	グラウンドゴルフ用具 (体育館)	竜洋海洋センター

45429	1028009	物置	物置 MEB-33型 (体育館)	竜洋海洋センター
45432	1028099	その他雑器具類	テント 2×3間・三方幕付 (車庫)	竜洋海洋センター
45433	1028099	その他雑器具類	集会用テント 2×3間・三方幕付 (車庫)	竜洋海洋センター
45434	1028099	その他雑器具類	集会用テント 2×3間・三方幕付 (車庫)	竜洋海洋センター
45437	1029001	乗用自動車	トヨタ V O X Y (車庫)	竜洋海洋センター
46409	1023030	サッカーゴール	フットサルゴール (ライト B-3069B)	竜洋海洋センター
46410	1023030	サッカーゴール	フットサルゴール (ライト B-3069B)	竜洋海洋センター
52021	1013057	券売機	NECマクナスコミュニケーション BT-L250 16型 (転倒防止板付)	竜洋海洋センター
52022	1013057	券売機	NECマクナスコミュニケーション BT-L250 16型 (転倒防止板付)	竜洋海洋センター
63412	1013019	掃除機	ドルフィンモーター プールロボットモーターDX B-6209	竜洋海洋センター

【竜洋海洋センタープール】

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45288	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45289	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45296	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45297	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45298	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45299	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45300	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45301	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45302	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45303	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45304	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45305	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45306	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45307	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45308	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45309	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45310	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45311	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45312	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45313	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45314	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45315	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45316	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45317	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45318	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45319	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45320	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45321	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45322	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45323	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45324	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール

45325	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45326	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45327	1005009	ロッカー	コインロッカー KL-15H (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
45430	1028099	その他雑器具類	プールシート TF-880NWF (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センタープール
57482	1023099	その他体育器具類	コースロープ巻取機 トーエイライトB-3849 ステンレス 幅112×奥行137×高さ140cm	竜洋海洋センタープール
57483	1023099	その他体育器具類	コースロープ巻取機 トーエイライトB-3849 ステンレス 幅112×奥行137×高さ140cm	竜洋海洋センタープール

【竜洋海洋センター艇庫】

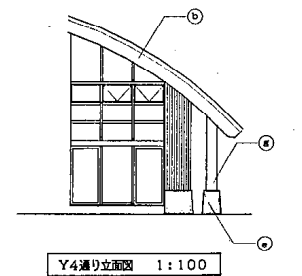
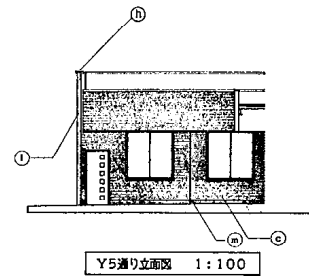
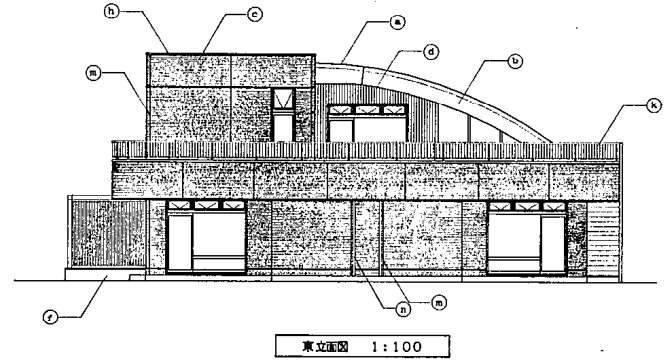
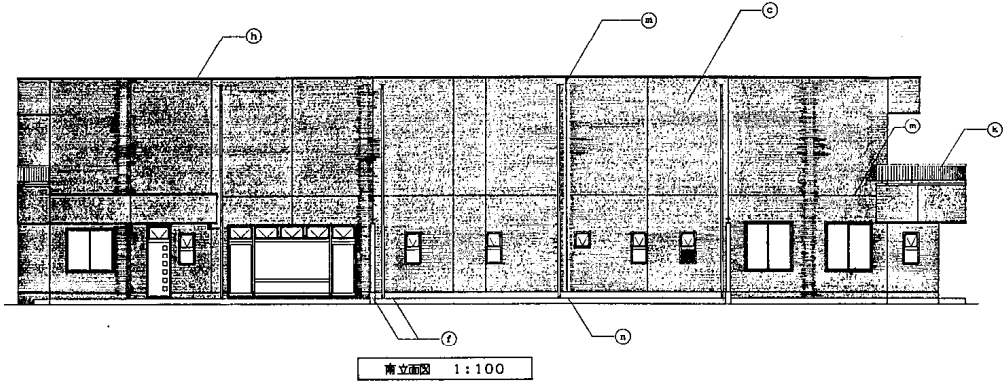
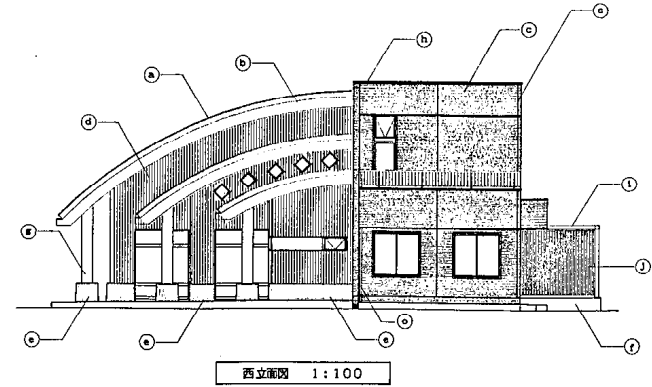
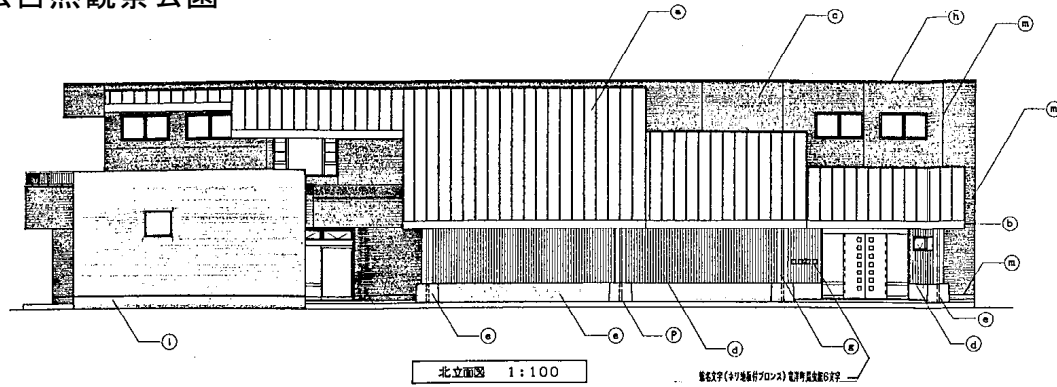
備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45339	1011003	草刈機	パロネス乗用芝刈り機 (艇庫)	竜洋海洋センター艇庫
45342	1011099	その他機械器具類	船舶用クレーン タダノ TM-ZR503F	竜洋海洋センター艇庫
45343	1011099	その他機械器具類	ヤマハ船外機 (艇庫)	竜洋海洋センター艇庫
45350	1013019	掃除機	プール用掃除機 (ﾌﾟｰﾙ)	竜洋海洋センター艇庫
45438	1029099	その他車両類	救助艇 B&Gレスキュー-BG2 (艇庫)	竜洋海洋センター艇庫

【竜洋海洋公園野球場】

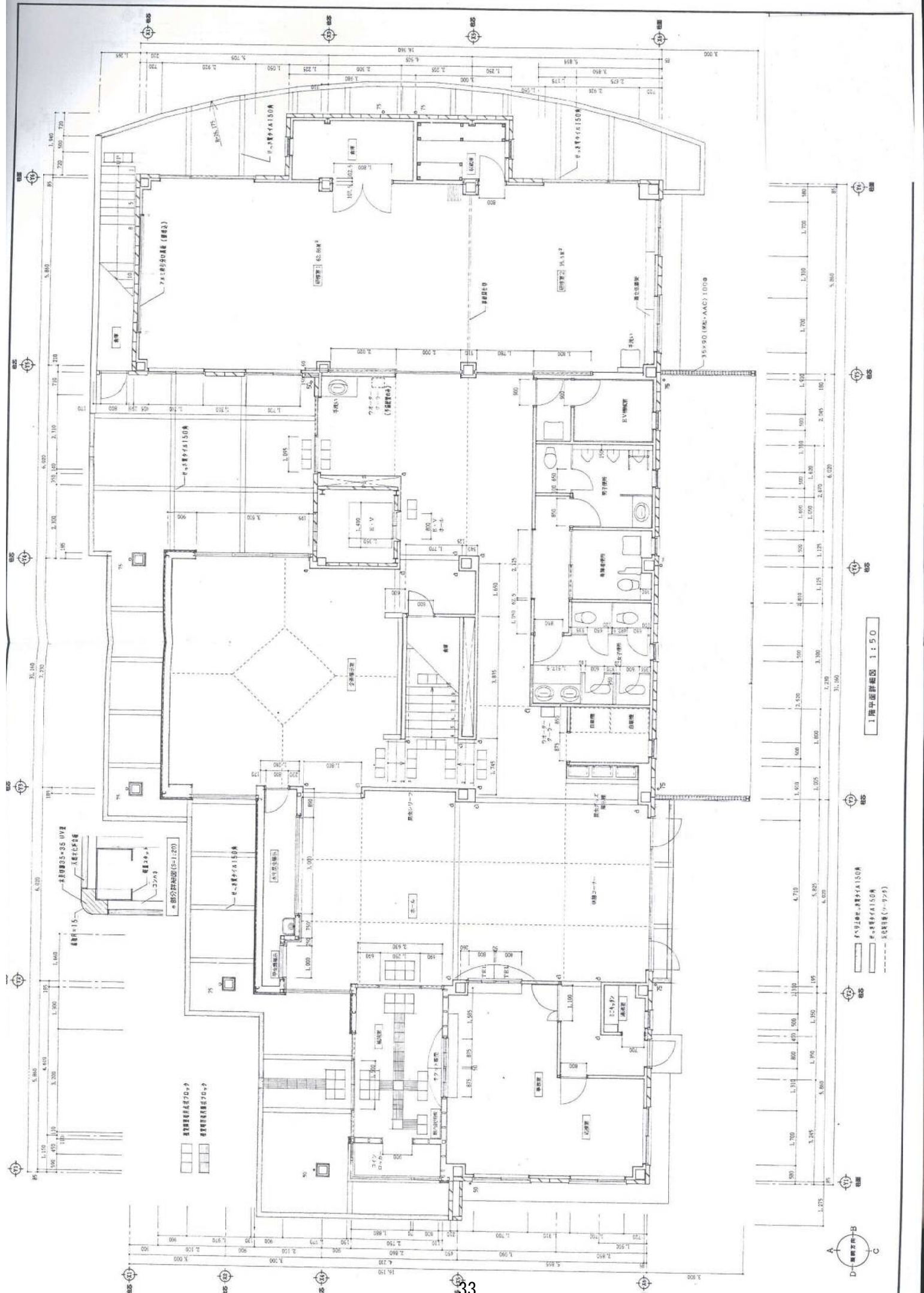
備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
45403	1023028	バックネット	移動式バックネット (野球場)	竜洋海洋公園野球場

磐田市竜洋昆虫自然観察公園外 8 施設 施設平面図面一覧表

No.	施設名称	ページ番号
1	磐田市竜洋昆虫自然観察公園	32
2	磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場	35
3	磐田市竜洋海洋公園レストハウス	36
4	竜洋海洋公園	39
5	竜洋海洋センター体育館	40
6	竜洋海洋センタープール	44
7	竜洋海洋公園テニスコート	49
8	竜洋海洋公園野球場	52



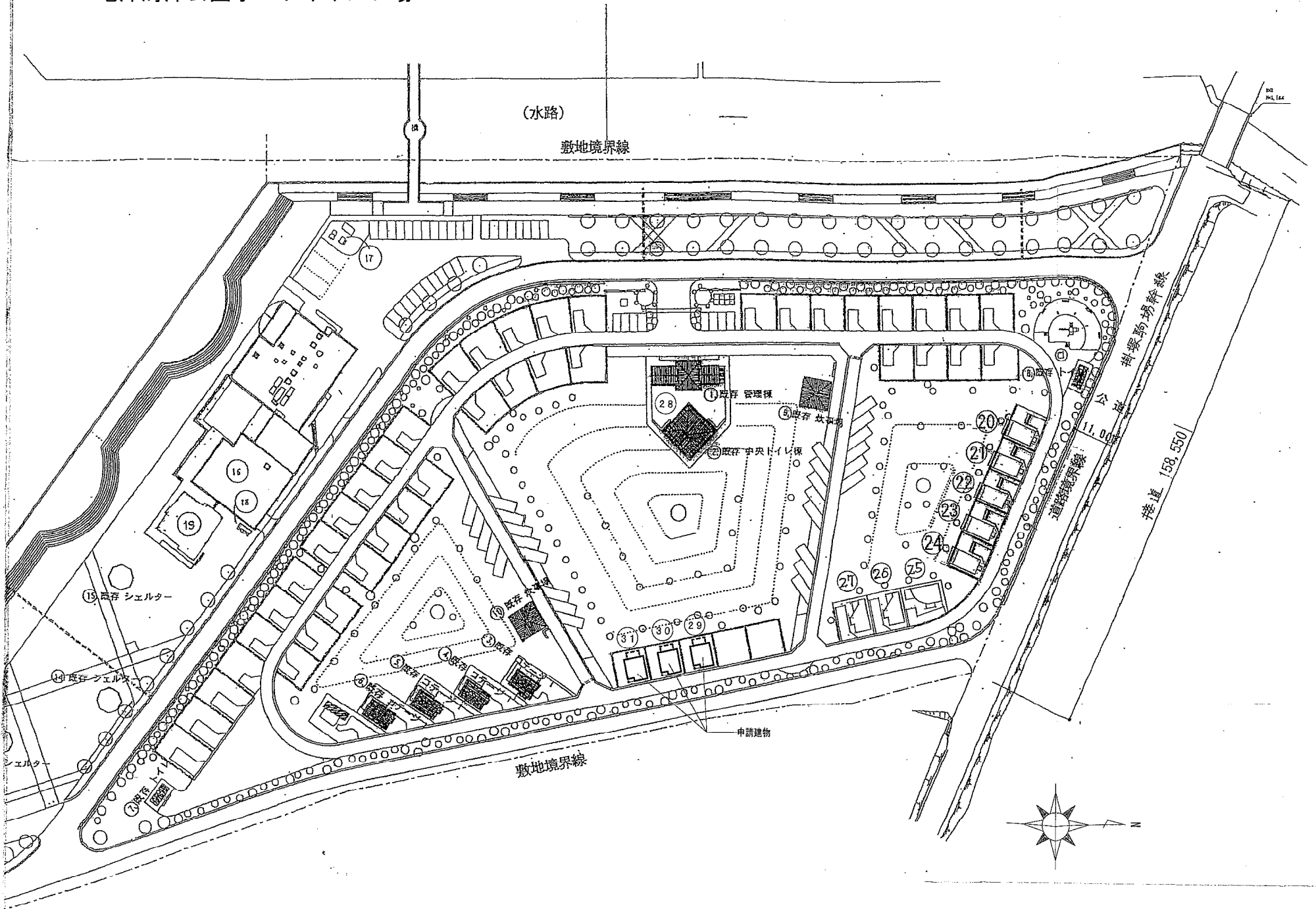
仕上表	
符号	仕上
Ⓐ	厚0.45mmフッ素樹脂被膜(アスファルト-フィンガ22μ 高圧木材厚2.0mm)
Ⓑ	厚0.45mmフッ素樹脂被膜(目地-シリコン15×10)
Ⓒ	A.L.C.厚120mm下地45mm二層タイル
Ⓓ	杉板葺(本質加工) 木付珪藻土色塗料
Ⓔ	コンクリート下地人工石貼 ... 高圧珪藻土・47クワンクワン・47
Ⓕ	モルタル刷毛引仕上
Ⓖ	米松厚25板葺木付珪藻土色塗料
Ⓗ	アルミ窓木 W=175 W=250
Ⓘ	H-150×150×7×11 フッ素樹脂被膜
Ⓛ	米松55×105板加工の上木付珪藻土色塗料
Ⓚ	アルミ窓木一体型手摺 ステンレス410
Ⓛ	ラスモルタル下地人工石貼 ... 高圧珪藻土・47クワンクワン・47
Ⓜ	A.L.C.厚10mm (シーリング) タイル厚15mm (シーリング)
Ⓝ	珪藻土VP75
Ⓞ	珪藻土VP50
Ⓟ	珪藻土ステンレス75



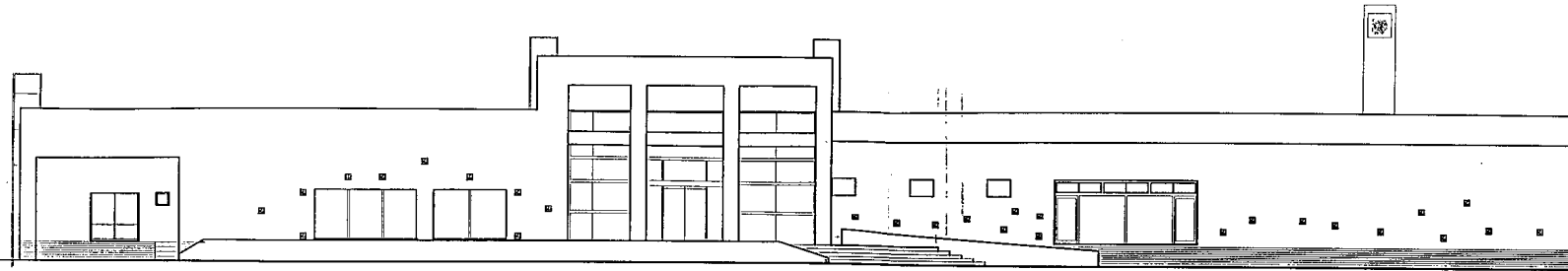
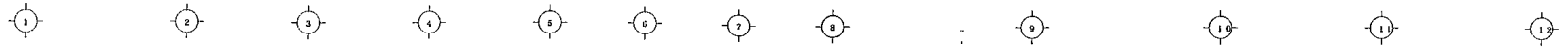
1階平面詳細図 1:50

○ P.1階専用150A
 ○ P.2階専用150A
 --- 2階専用(150A)

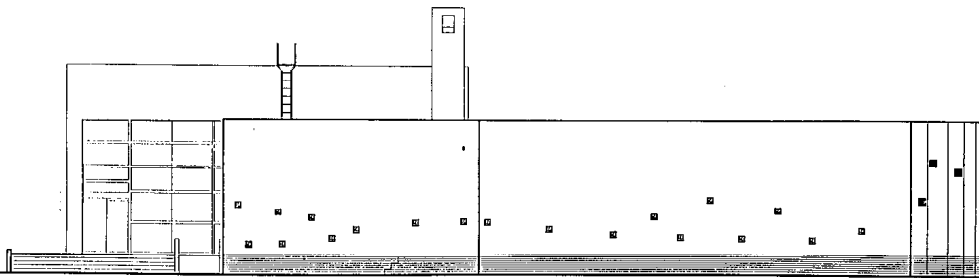
竜洋海洋公園オートキャンプ場



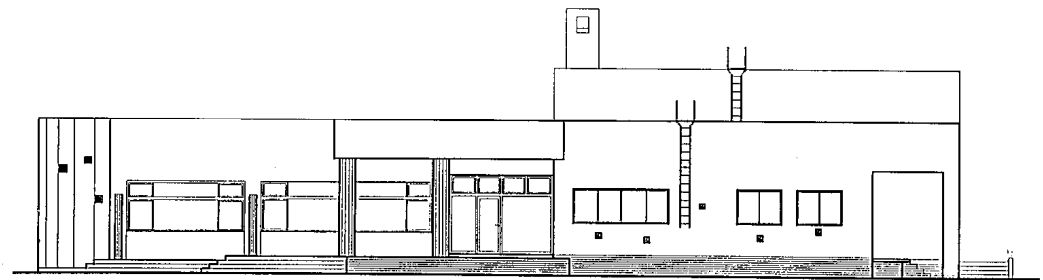
竜洋海洋公園レストハウス



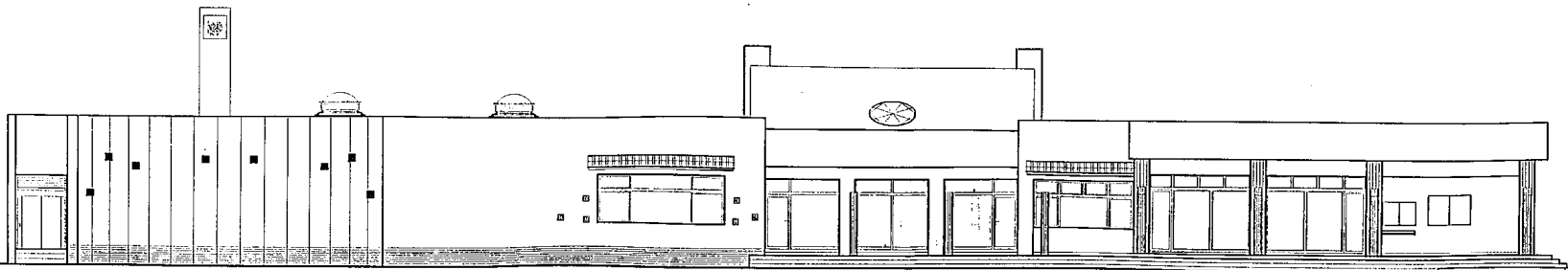
北側 立面図 1/100



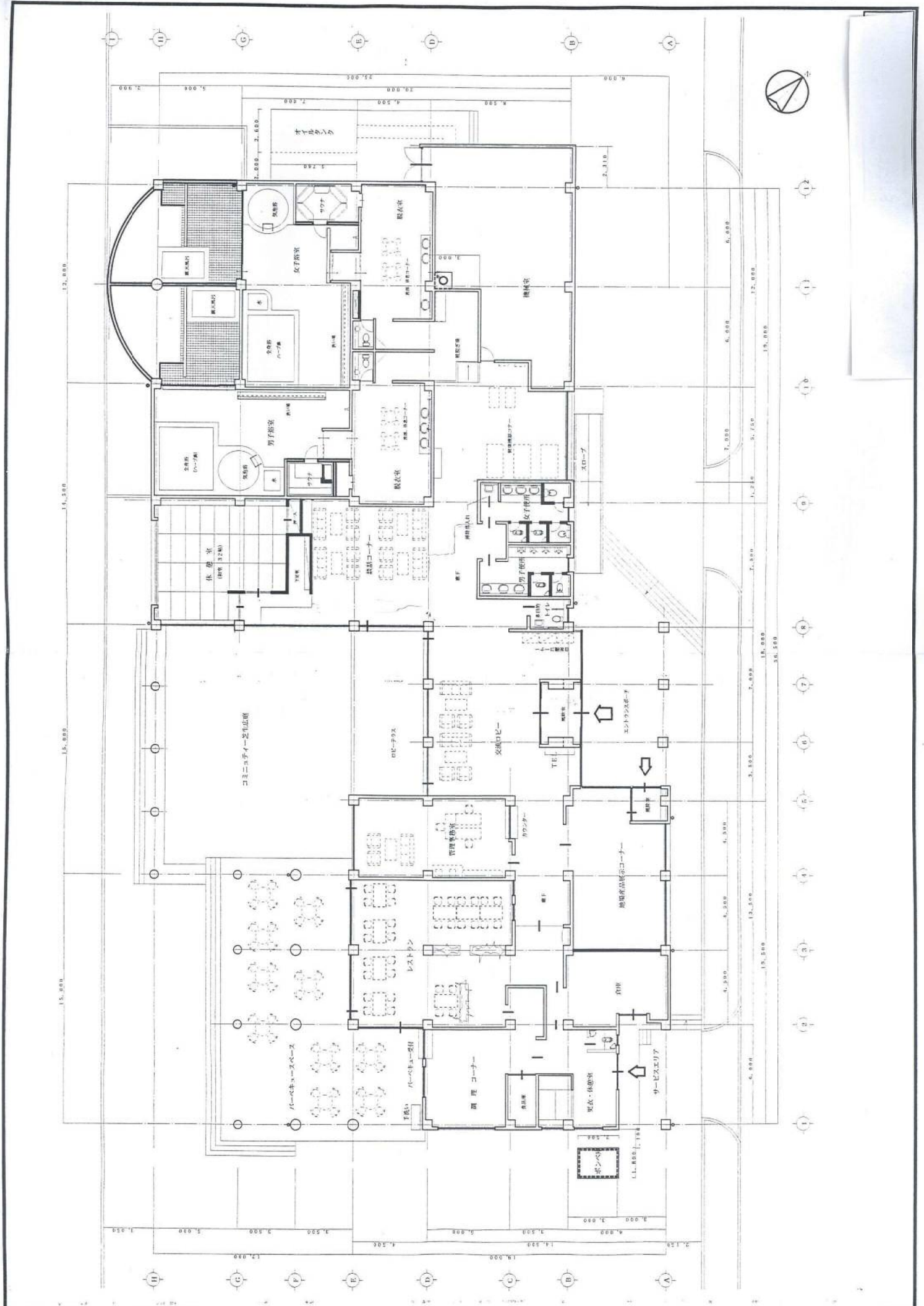
西側 立面図 1/100



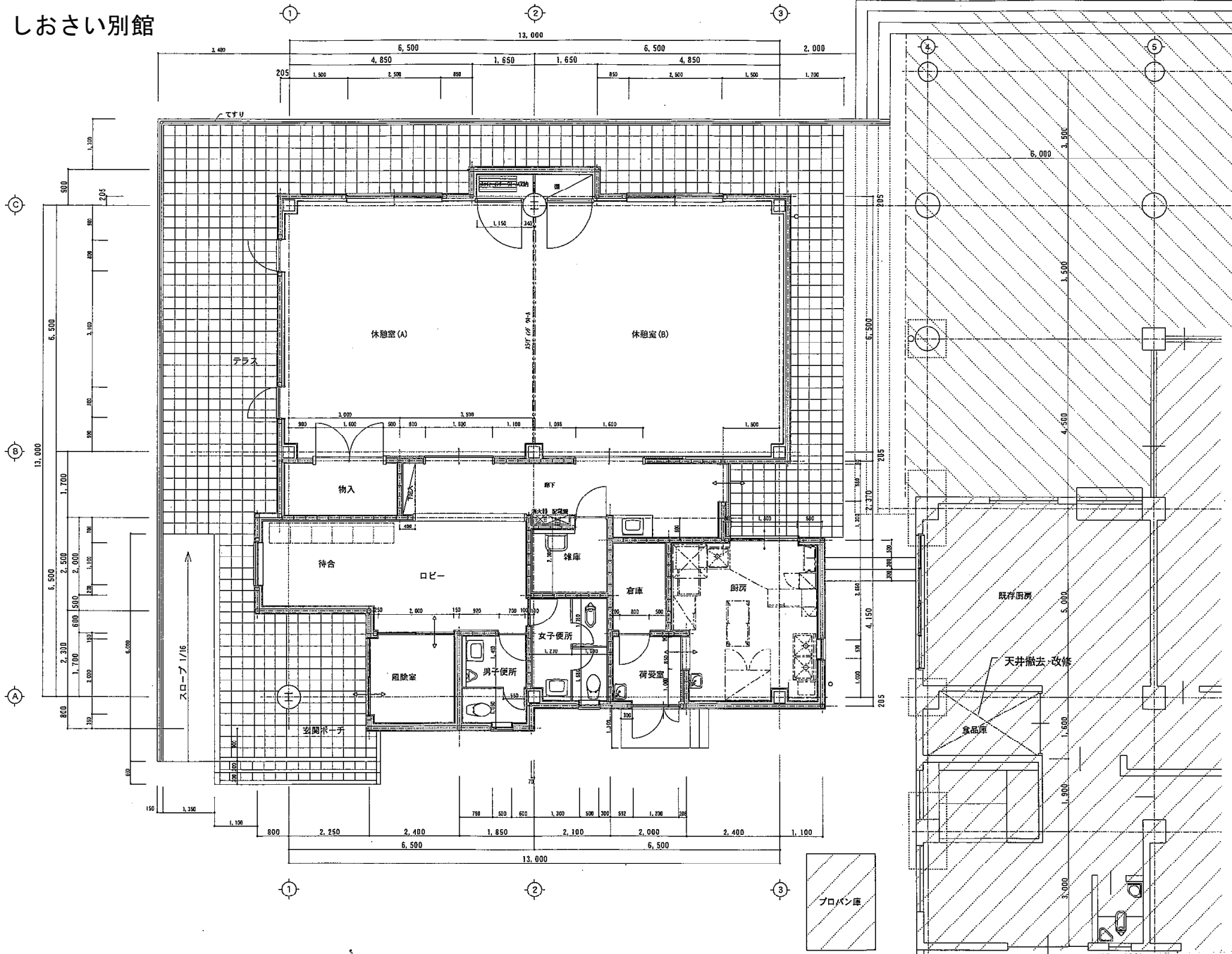
東側 立面図 1/100



南側 立面図 1/100



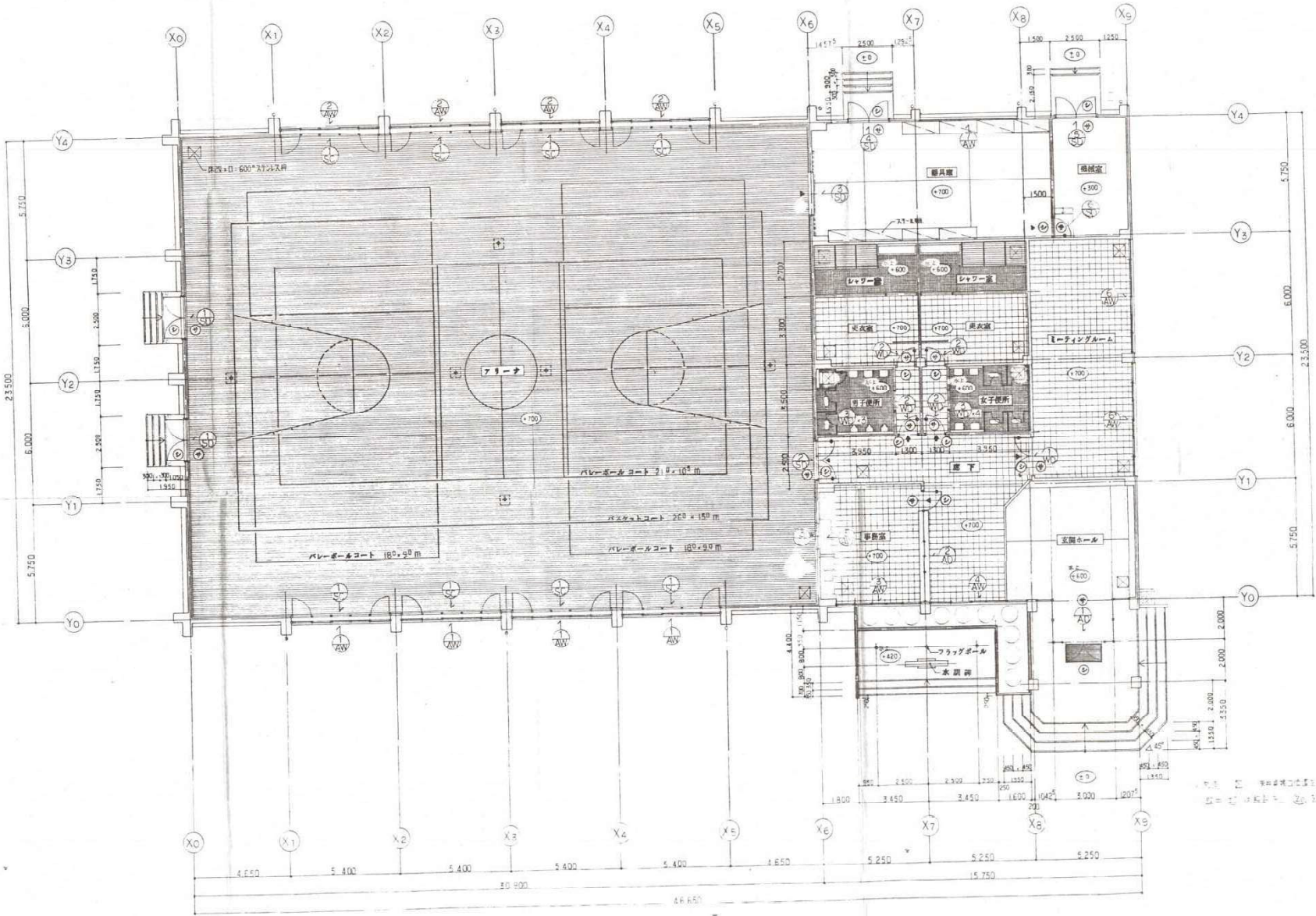
しおさい別館





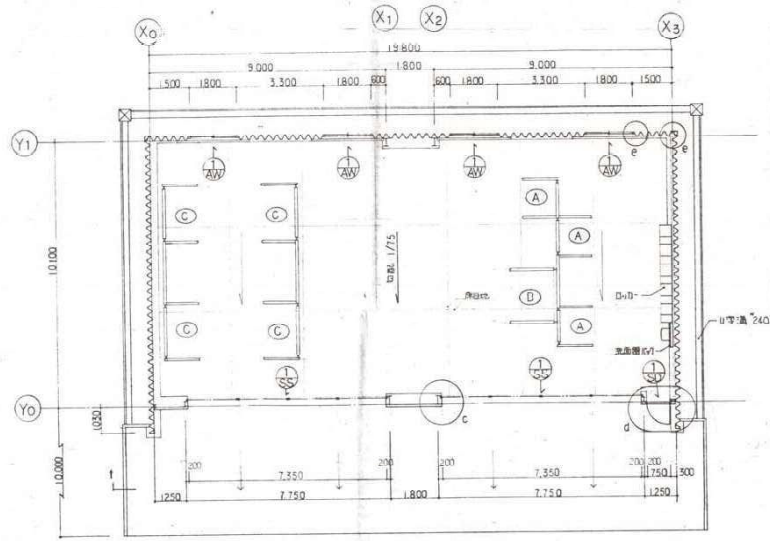
竜洋海洋公園



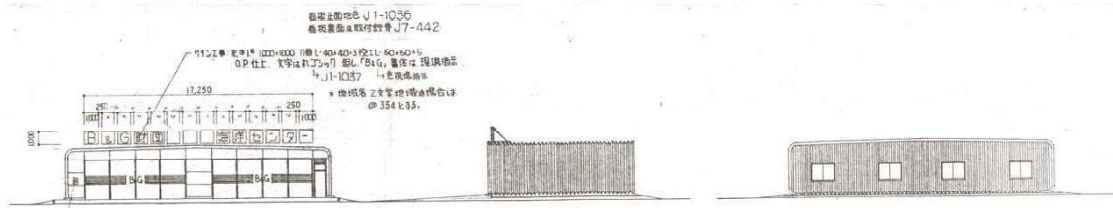


竜洋海洋センター体育館

竜洋 海洋センター建設工事
 1:100
 A 8008



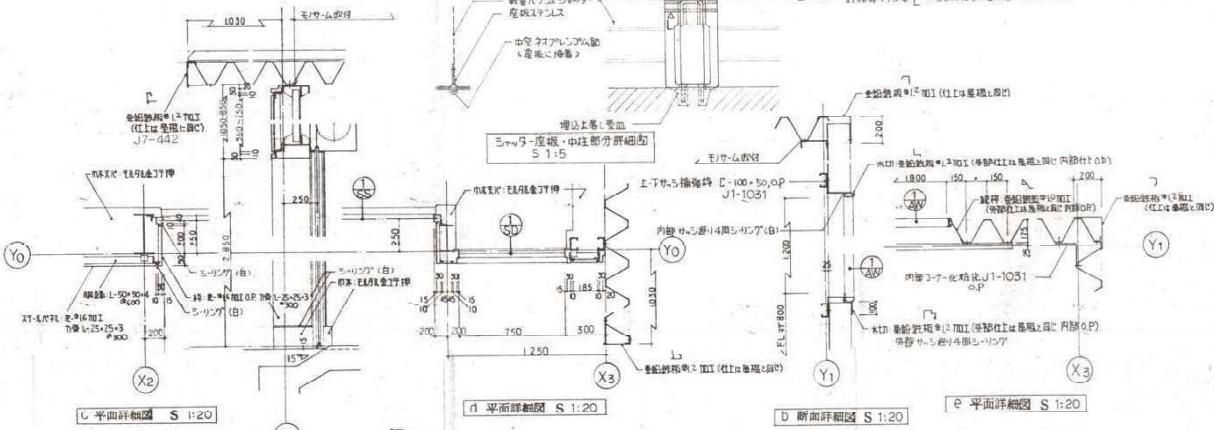
平面図 S 1:100



立面図 S 1:200

立面図 S 1:200

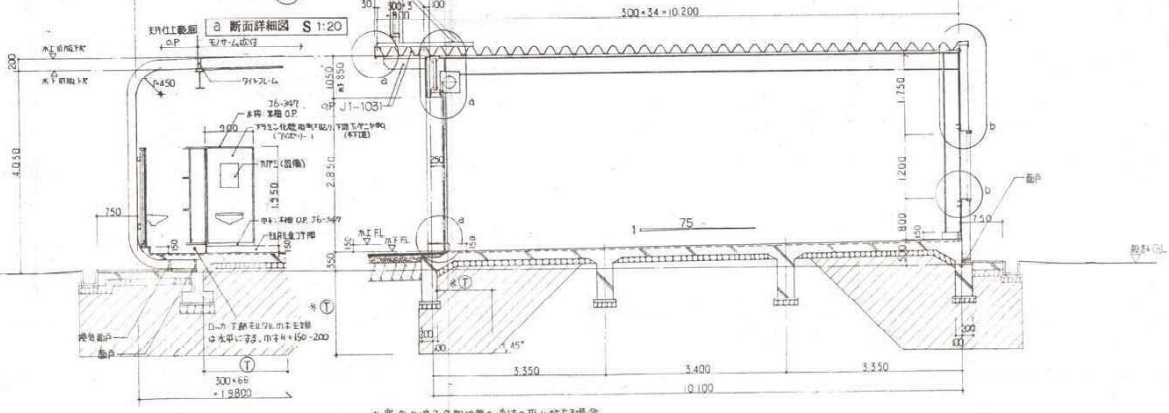
立面図 S 1:200



C 断面詳細図 S 1:20

D 断面詳細図 S 1:20

e 断面詳細図 S 1:20



f 断面詳細図 S 1:50

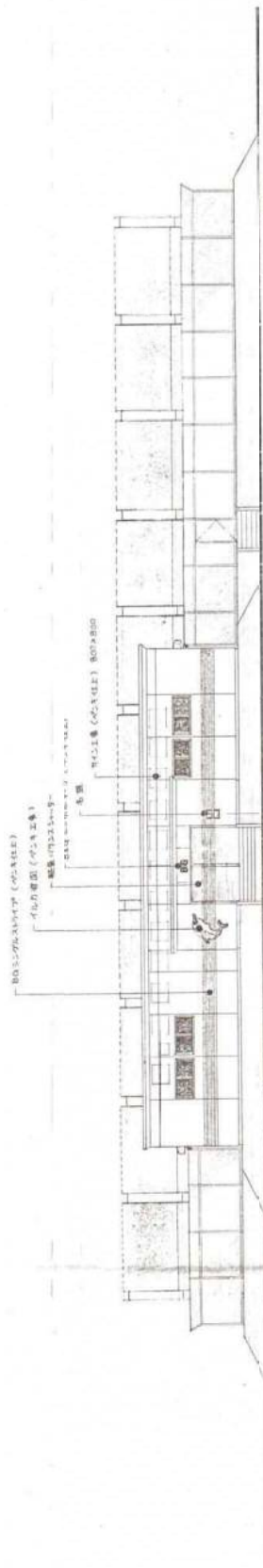
概計図 S 1:50

外部仕上表		内部仕上表	
天井	皇鉛板折板 (材種: 鋼板) J7-442	天井	200系アルミ板 (75x75x0.8) (75x75x0.8)
新設(壁)	皇鉛板折板 (鋼板) J7-442	鉄骨	Q.P. J10-707
天井(壁)	200系アルミ板 (鋼板) J1-1031	床	鋼板 J1-1031
大 地	200系アルミ板 (鋼板)	巾 土	200系アルミ板 (鋼板)
		床	200系アルミ板 (鋼板)
備 考	皇鉛板折板 J7-442は 鋼板折板 J7-442に 変更する。	備 考	200系アルミ板 (鋼板) は 鋼板折板 J7-442に 変更する。

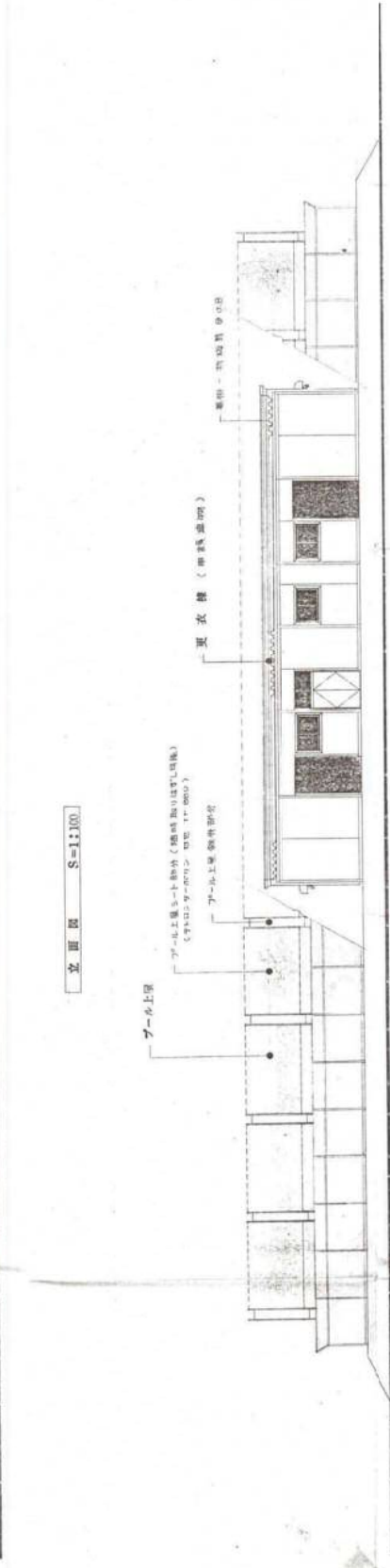
記号	2	1	4
材種	皇鉛板折板 (鋼板) J7-442	200系アルミ板 (鋼板) J1-1031	200系アルミ板 (鋼板) J1-1031
材 質	鋼板	鋼板	鋼板
仕 上	鋼板	鋼板	鋼板
ガ ラ ス			
金 物	鋼板	鋼板	鋼板
備 考			

竜洋海洋センター艇庫

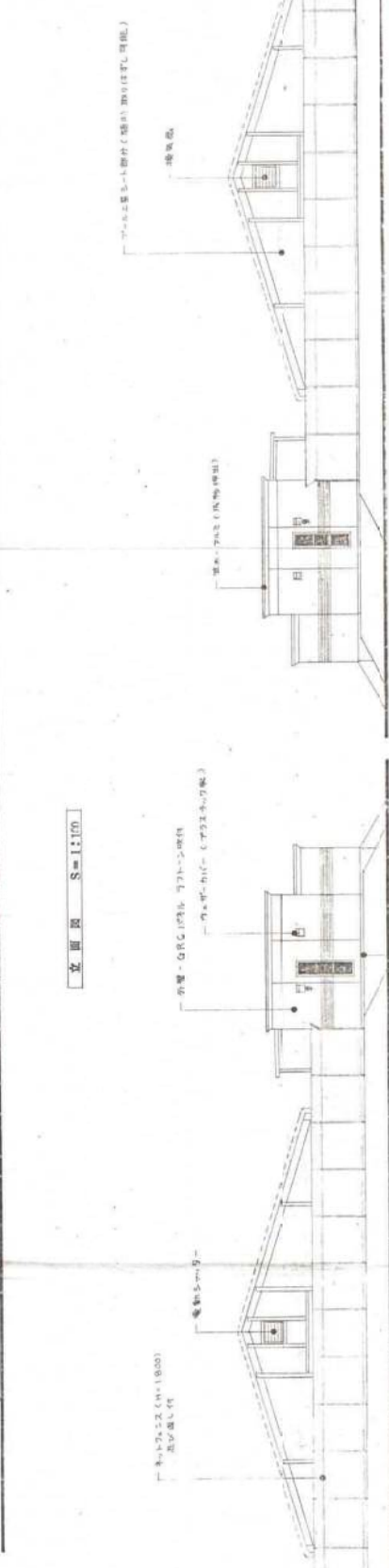
紙 庫
A-8002



立面図 S=1:100



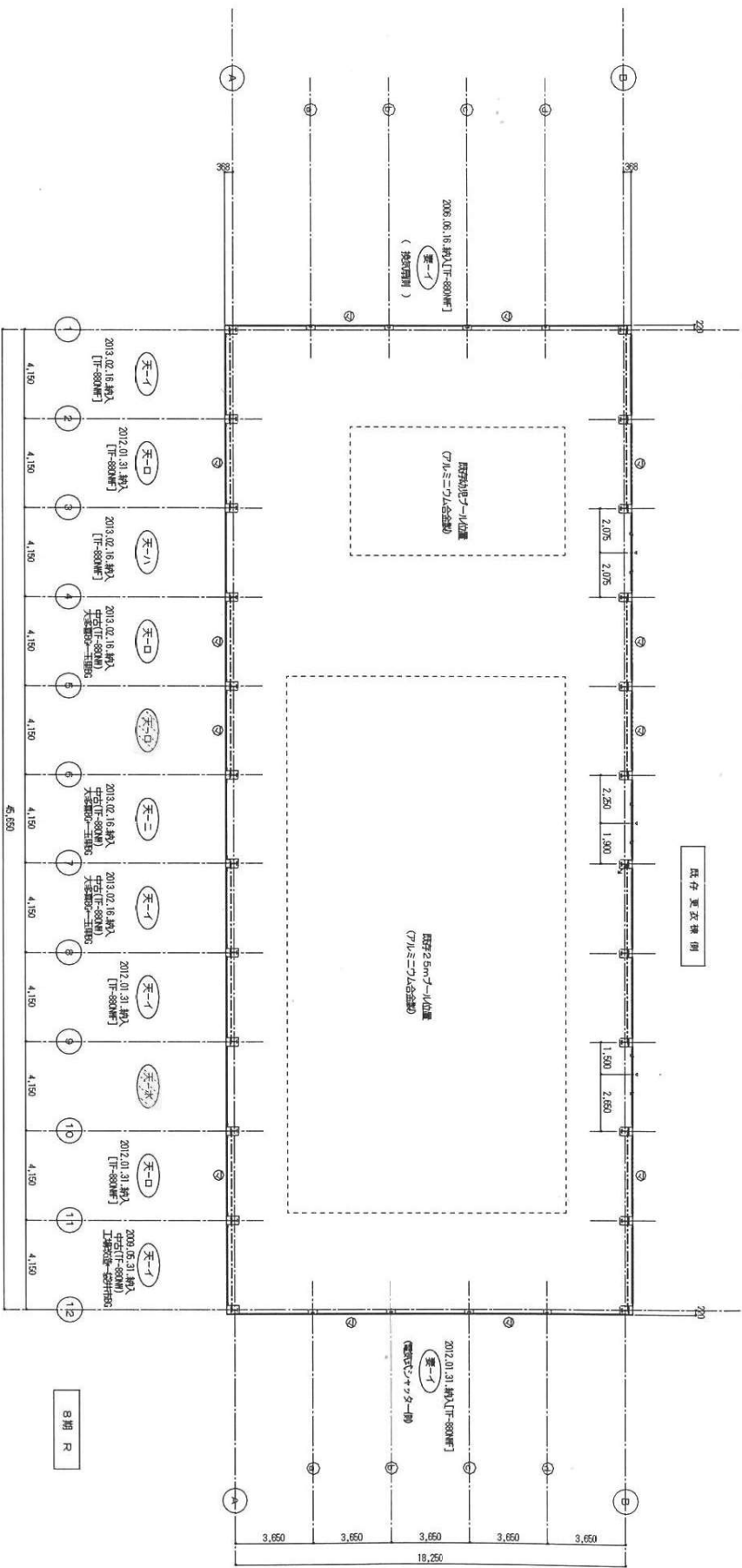
立面図 S=1:100



立面図 S=1:100

立面図 S=1:100

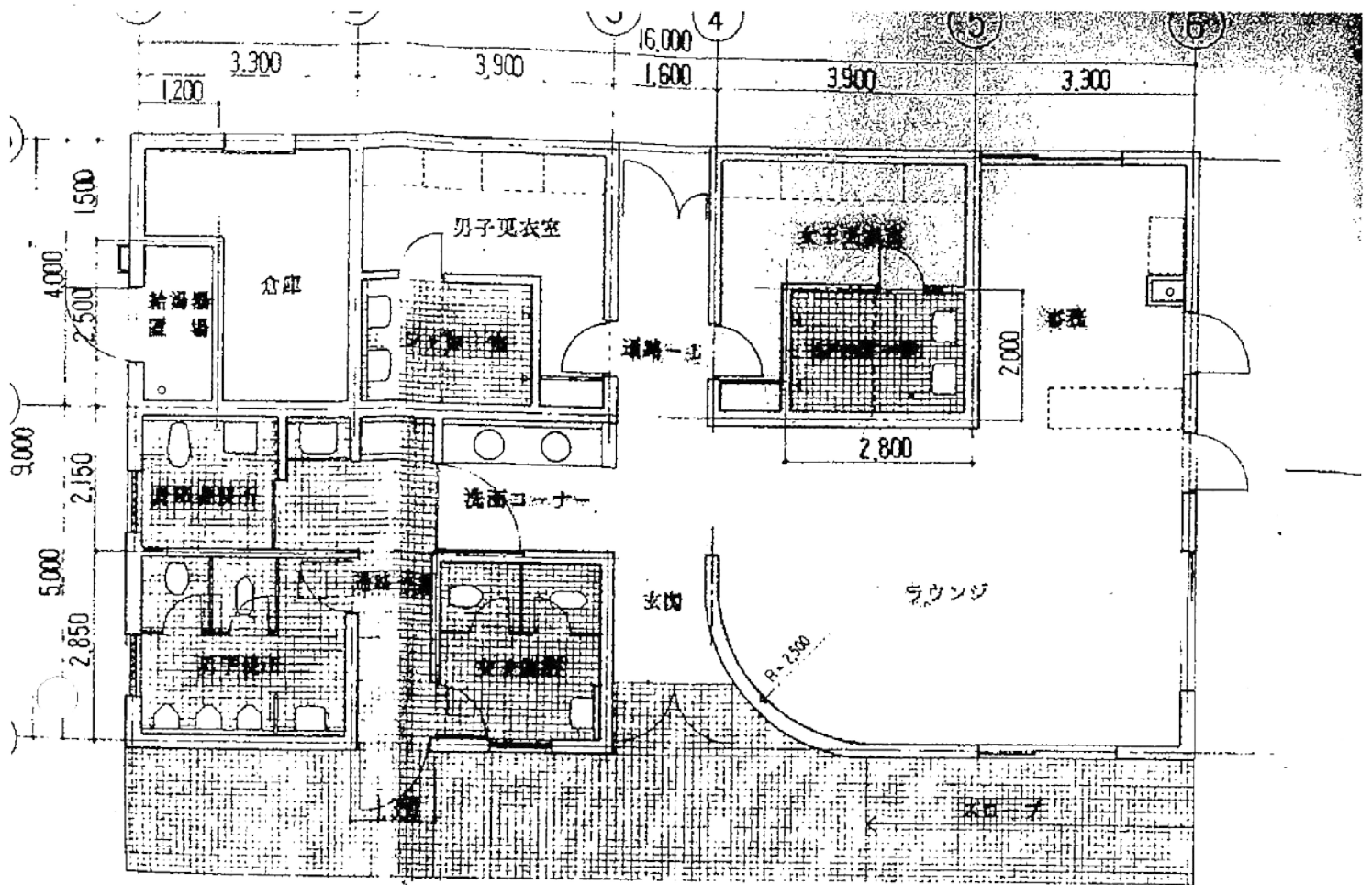
建築士 三橋建設設計事務所 〒120-0001 東京都足立区千住1-1-1 TEL 03-5724-1111	設計 1999年12月 1999年12月	建築士 三橋建設設計事務所 〒120-0001 東京都足立区千住1-1-1 TEL 03-5724-1111	建築士 三橋建設設計事務所 〒120-0001 東京都足立区千住1-1-1 TEL 03-5724-1111
建築士 三橋建設設計事務所 〒120-0001 東京都足立区千住1-1-1 TEL 03-5724-1111	建築士 三橋建設設計事務所 〒120-0001 東京都足立区千住1-1-1 TEL 03-5724-1111	建築士 三橋建設設計事務所 〒120-0001 東京都足立区千住1-1-1 TEL 03-5724-1111	建築士 三橋建設設計事務所 〒120-0001 東京都足立区千住1-1-1 TEL 03-5724-1111



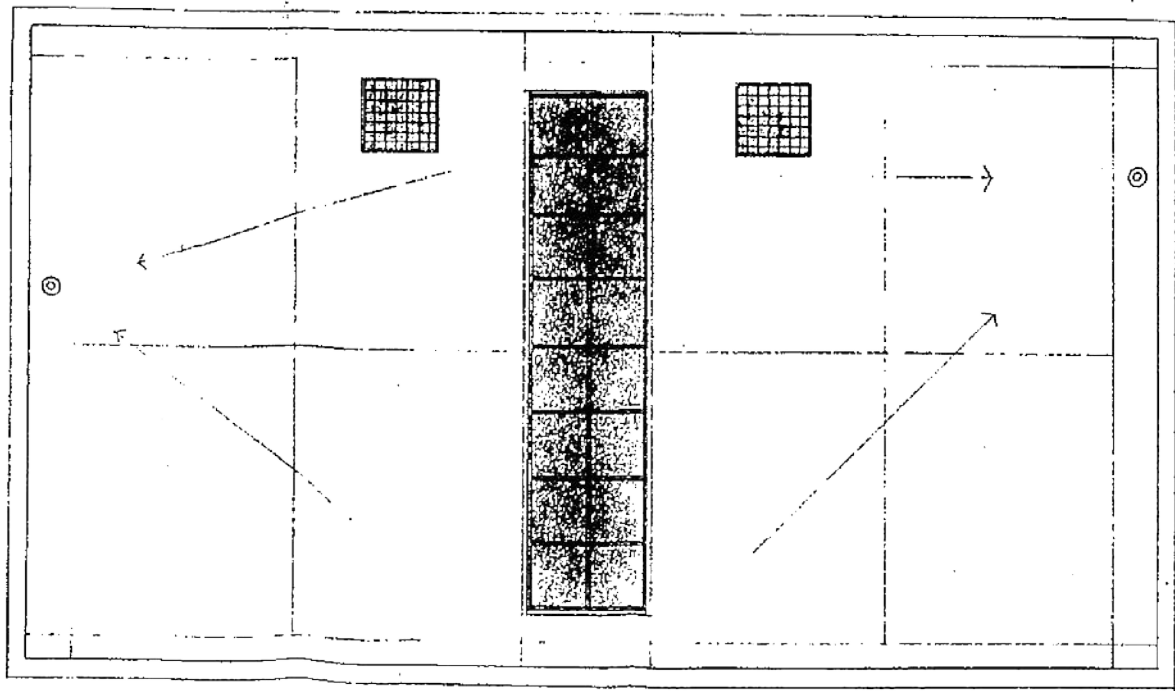
- 天-イ : 珪藻土 4枚
- 天-ロ : 珪藻土 4枚
- 天-ハ : 珪藻土、片出入口 3枚
- 天-イ : 電2+所付 2枚
- 天-イ : 防虫網付珪藻土行
- 天-イ : 40W埋込

天井上層構造 配置図 1:100

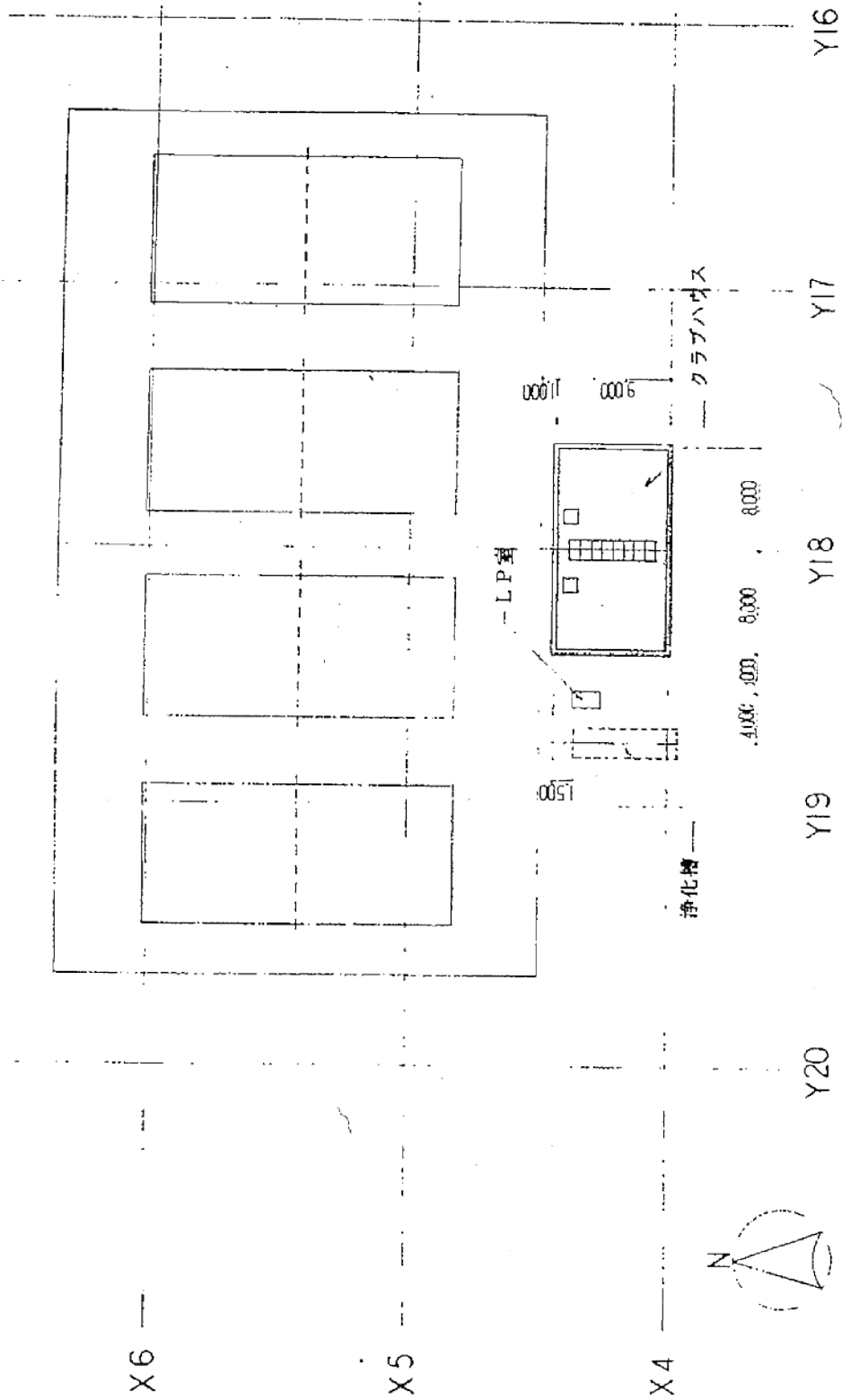
8ルミコン株式会社 建設課 TEL: 03-524-5601		図 尺 1:100 作成日 2015.09.18	図 尺 1:100 作成日 2015.09.18	図 尺 1:100 作成日 2015.09.18
No. S 09003		13.3 x 4.6		



1階平面図 1:100

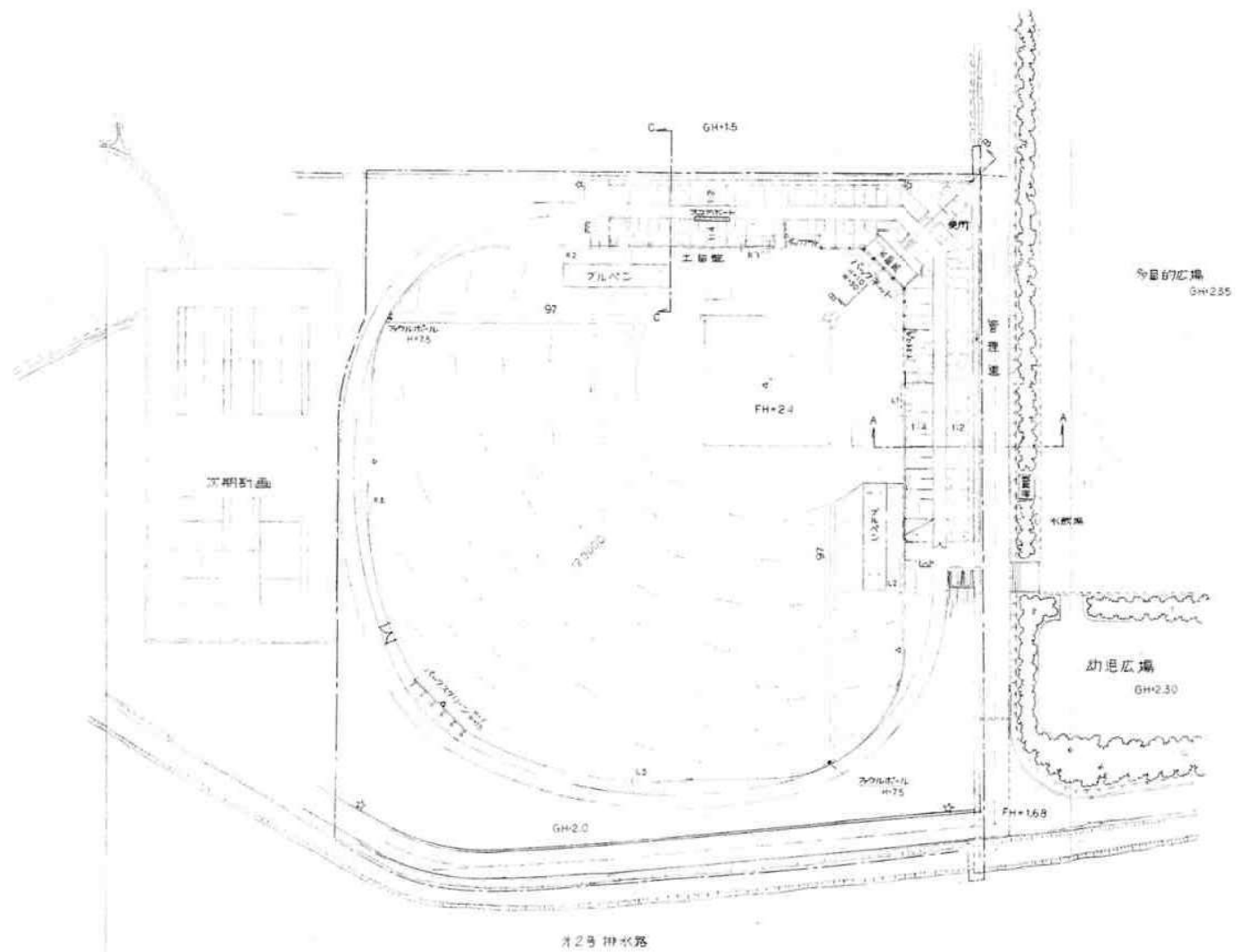


竜洋海洋公園テニスコート 2階平面図 1:100



配置図 1:500

竜洋海洋公園テニスコート



凡	例
	水路・河川
	道
	フェンス
	フェンス柱
	建物
	水飲場
	散水栓
	灯
	池工範囲

昭和59年度	
事業名	南不毛地区 野球場建設工事
事業種別	
工事箇所	青田郡 竜洋町 野球場
図名	総括平面図
図番	- 2 図 尺 1:500
図章	
設計	
事務所	設計月日
竜 洋 町	

竜洋海洋公園野球場

改正

平成18年3月29日条例第22号

平成19年7月6日条例第39号

平成24年7月12日条例第30号

平成25年3月22日条例第19号

平成25年12月19日条例第40号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第30号

平成30年10月11日条例第28号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第1条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
- (2) 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園の公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前

3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の設置基準)

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、規則で定める基準とする。

(行為の制限)

第2条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) その他都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設)

第6条 市長の管理する公園施設で有料で使用させるもの（附属設備を含む。）は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 前項の施設の管理及び使用については、別表第1に掲げる施設については磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号）、別表第2に掲げる施設については磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例（平成17年磐田市条例第197号）、別表第3に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例（平成17年磐田市条例第198号）及び別表第4に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例（平成17年磐田市条例第199号）の定めるところによる。

(公園施設の許可申請記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書に記載する事項は、次の各号の区分により当該各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設置しようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）
 - イ 種類及び数量
 - ウ 設置の目的
 - エ 設置の期間
 - オ 設置の場所

カ 構造及び規模

キ 管理の方法

ク 工事の実施方法

ケ 工事の着手及び完了の時期

コ 原状回復の方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 場所、種類及び数量

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用の許可申請記載事項)

第8条 法第6条第2項の規定による都市公園の占用の許可申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 種類及び数量

(3) 管理の方法

(4) 工事の実施方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 原状回復の方法

(7) その他市長の指示する事項

(占有物件の軽易な変更事項)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
(添付書類)

第10条 法第5条又は法第6条の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、法令で定められているもののほか、別表第6に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第12条 前条の使用料は、許可の際徴収する。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第13条 市長は、規則で定める相当の理由があると認める場合は、第11条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由によって使用又は利用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用日前10日までに使用の許可の取消しを願い出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号のほか市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用権の譲渡禁止)

第15条 都市公園の使用の許可を受けた者は、その許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を

停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要を生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第17条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第21条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第19条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第20条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第21条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第16条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(損害賠償)

第23条 都市公園を使用する者が、その者の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第24条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第25条 第2条から第23条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第26条 別表第7に掲げる都市公園(同表右欄に掲げる有料公園施設を除く。以下「特定公園」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第16条第1項(同項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第27条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、特定公園の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 特定公園の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第2条の規定による許可に関する業務
- (2) 第16条第1項の規定による許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に関する業務
- (3) 特定公園の維持管理に関する業務
- (4) その他特定公園の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第29条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、

公募するものとする。

2 第26条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第27条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第30条 指定管理者は、年度終了後、特定公園の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第31条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第32条 指定管理者は、特定公園の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(原状回復の義務)

第33条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第31条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項（第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条（第25条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条に掲げる行為をした者

(3) 第16条第1項又は第2項(第25条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第36条 偽りその他不正行為により使用料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(罰則の規定の適用)

第38条 法第5条の11の規定により市長に代ってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例(昭和46年磐田市条例第24号)、福田町都市公園条例(昭和58年福田町条例第26号)、竜洋町都市公園条例(昭和60年竜洋町条例第13号)又は豊田町都市公園条例(平成6年豊田町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成18年3月29日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市都市公園条例(以下「新条例」という。)第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新

条例第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年7月12日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 別表第7の改正規定に係る都市公園に関する第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、改正後の磐田市都市公園条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月22日条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の磐田市立公民館条例別表第1から別表第7までの規定、第4条の規定による改正後の磐田市学習等供用施設竜洋会館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第8条の規定による改正後の磐田市ふれあい

会館条例別表の規定、第9条の規定による改正後の磐田市竜洋老人福祉センター条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市コミュニティセンター条例別表第2から別表第5までの規定、第12条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第14条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第17条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の磐田市豊田農村環境改善センター条例別表の規定、第27条の規定による改正後の磐田市民農園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第40条の規定による改正後の磐田市豊岡地域福祉センター条例別表の規定、第41条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定並びに第42条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第54号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第7の改正規定（「施設」の次に「名」を加える部分及び磐田中央公園の項を削る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の磐田市豊岡サブセンター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第20条の規定による改正後の磐田市於保農村婦人の家条例別表の規定、第21条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第35条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定、第36条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定、第37条の規定による改正後の磐田市交流センター条例別表第2の規定、第38条の規定による改正後の磐田市竜洋なぎの木会館条例別表第1及び別表第2の規定、第39条の規定による改正後の磐田市竜洋体育センター条例別表の規定並びに第41条の規定による改正後の磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場
兔山公園	野球場
城山球場	野球場
福田公園	野球場

	多目的グラウンド
	テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	艇庫（附属設備のみ）
竜洋スポーツ公園	球技場
豊田ラブリバー公園	テニスコート

別表第2（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋昆虫自然観察公園	昆虫公園

別表第3（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	オートキャンプ場

別表第4（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	レストハウス

別表第5 削除

別表第6（第11条関係）

種別	使用料		
	算定単位	金額	
公園施設を設け、又は管理する場合	1平方メートル1月につき	140円	
公園を占 用する場 合	電柱その他これに類するもの	1本1年につき	1,500円
	変圧塔その他これに類するもの	1基1年につき	1,500円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径30cm未満	1メートル1年につき	80円
	外径30cm以上	1メートル1年につき	150円
郵便差出箱又は公衆電話所	1箇所1年につき	1,500円	
その他の占用物件	1平方メートル1月につき	市長が定め	

			る額
行為 を行 う場 合	物品の販売、募金その他これらに類する行為 をする場合	1人1日につき	100円
	業として写真又は映画等の撮影をする場合	1件1日につき	1,040円
	興行をする場合	1平方メートル1日につき	50円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートル1日につき	20円
	その他の許可行為	—	市長が定める額

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている場合に、1年に満たないとき、又は端数があるときは月割りをもって計算する。1月に満たない端数がある場合は1月とみなす。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合に、1月に満たないとき、又は端数があるときは1月とみなす。
- 3 1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 4 支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。
- 5 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

別表第7（第26条関係）

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場

兎山公園	野球場
福田公園	野球場
	多目的グラウンド
	テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	艇庫（附属設備のみ）
豊田ラブリバー公園	テニスコート
豊田香りの公園	
アミューズ豊田ポケットパーク	

改正

平成19年7月6日規則第37号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

平成30年5月25日規則第28号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

第2条 条例第2条第2項の規定により、都市公園内における同条第1項に掲げる行為について市長の許可を受けようとする者は、公園内行為許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公園施設の設置等の許可申請)

第3条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は法第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用について市長の許可を受けようとする者は、公園施設設置許可申請書（様式第2号）、公園施設管理許可申請書（様式第3号）若しくは公園占用許可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の20日前までに提出しなければならない。

(許可事項の変更の申請)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可書等の交付)

第5条 第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があった場合において、市長が支障が

ないと認めたときは、その者に許可書（様式第6号）を交付する。

（行為の禁止）

第6条 条例第4条第8号に規定する行為は、次のとおりとする。

- （1） 風紀を乱し、又は乱すおそれがある行為
- （2） 他人に迷惑又は危害をおよぼすおそれがある行為
- （3） 鳥獣類に危害を加える行為
- （4） その他市長において適当でないと認められる行為

（使用料の減額又は免除）

第7条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその金額は、次のとおりとする。

- （1） 市が主催して利用するとき 免除
- （2） 学校教育の一環として教職員の引率のもとに利用するとき 免除
- （3） 市が共催して利用するとき 50パーセント以内の額
- （4） 自治会等、地域活動として利用するとき 100パーセント以内の額
- （5） 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき 100パーセント以内の額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第7号）を第2条及び第3条の許可申請書に添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第8条 条例第18条第1項第1号の規定による規則で定める場所は、磐田市役所前の掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第18条第2項の規定による規則で定める様式は、様式第8号のとおりとする。

3 条例第18条第2項の規定による規則で定める場所は、磐田市役所とする。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第9条 条例第20条の規定による規則で定める方法は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第10条 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第4項に定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

ならない。

- 2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第4項に定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
 - (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
 - (3) 契約条項の概要
 - (4) その他市長が必要と認める事項
(工作物等を返還する場合の手続)

第11条 条例第21条の規定による規則で定める様式は、様式第9号のとおりとする。

(指定管理者の申請書類)

第12条 条例第29条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書 (様式第10号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類
(候補者選定の通知)

第13条 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第11号)によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第14条 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第12号）によりその旨を通知する。

(事業報告)

第15条 条例第30条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 管理運営業務の実施状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第16条 条例第31条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第13号）による。

(読替規定)

第17条 条例第26条第1項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条（同条の規定による条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条（同条の規定による第2条の規定により申請書の提出があった場合又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「磐田市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例施行規則（昭和46年磐田市規則第4号）、竜洋町都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）又は豊田町都市公園条

例施行規則（平成6年豊田町規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 磐田市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第39号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成30年5月25日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月15日規則第43号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)
 様式第1号(第2条関係)

公園内行為許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地)
 職業(営業種目)
 氏名(名称及び代表者氏名)
 電話番号() —

公園内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名		施設名	
行為の目的			
行為の内容		人員	
行為の日 又は期間	年 月 日 年 月 日～	時～ 時	年 月 日 日間
その他	入場料徴収 の有無及び その額		
	使用設備		

(注) 本申請書は、行為の10日前までに提出してください。

様式第2号(第3条関係)
 様式第2号(第3条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地)
 職業(営業種目)
 氏名(名称及び代表者氏名)
 電話番号() —

公園施設設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名	
種類及び数量	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日～ 年 月 日
設置の場所	
構造及び規模	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで
原状回復の方法	
その他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第3号 (第3条関係)
 様式第3号(第3条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地)
 職業(営業種目)
 氏名(名称及び代表者氏名)
 電話番号() ー

公園施設管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都市公園名		施設名	
場所、種類及び数量			
管理の目的			
管理の期間	年 月 日～ 年 月 日 日間		
管理の方法			
その他			

(注) 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第4号(第3条関係)
 様式第4号(第3条関係)

公園占用許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>	
磐田市長	申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —
公園占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
都市公園名	
種類及び数量	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日～ 年 月 日
占用の場所	
構造及び規模	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
原状回復の方法	
その他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第5号(第4条関係)
 様式第5号(第4条関係)

変 更 許 可 申 請 書	
磐田市長	年 月 日
申請者 住所(所在地)	
職業(営業種目)	
氏名(名称及び代表者氏名)	
電話番号() —	
年 月 日付け第 号をもって許可のあった事項について、次のとおり変更したいので申請します。	
変更する理由	
変更する事項	
そ の 他	

(注) 公園施設の設置又は都市公園の占用に係るものについては、設計書、仕様書、図書等を添付してください。

様式第6号(第5条関係)
 様式第6号(第5条関係)

	第 号 年 月 日
様	磐田市長 印
許 可 書	
年 月 日付け申請の については、下記のとおり許可します。	
都市公園名	
許可の場所	
許可の事項	
許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
原状回復の方法	
使用料の額	
許可の条件	
そ の 他	

※ この処分に対して不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号 (第7条関係)
 様式第7号(第7条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0;">磐田市長</p> <p style="margin: 20px 0;">申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —</p> <p style="margin: 20px 0;">使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
都市公園名	施設名
使用年月日	年 月 日～ 年 月 日
使用目的	
減免を受けようとする理由	
その他	

(注) 本申請書は、許可申請時に提出してください。

様式第8号 (第8条関係)
 様式第8号(第8条関係)

保管工作物等一覧簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却し た日時	保管を始 めた日時	保管の 場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

様式第9号(第11条関係)
 様式第9号(第11条関係)

受 領 書		
年 月 日		
<p>磐田市長</p> <p style="text-align: right;">返還を受けた者 住所 氏名</p> <p>下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
(返還を受けた金額)		

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

磐田市都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- 指定管理者候補者として選定します。
- 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

様式第12号 (第14条関係)
様式第12号 (第14条関係)

第 年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

- 指定管理者に指定します。
- 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第13号 (第16条関係)
様式第13号(第16条関係)

第 年 月 日
年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市都市公園条例第31条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)			
	業務停止期間			
	年	月	日から	
	年	月	日まで	月間
理由				

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

改正

平成19年7月6日条例第41号

平成21年12月16日条例第38号

平成25年12月19日条例第40号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例

(設置)

第1条 磐田市は、市民の健全な余暇の活用の促進及び地域の振興を図るため、オートキャンプ場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 オートキャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場	磐田市駒場6866番地10

(施設)

第3条 磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の施設は、次に掲げるものとする。

- (1) キャンプサイト
- (2) コテージ
- (3) トレーラーハウス
- (4) 管理棟
- (5) 炊事棟
- (6) 広場
- (7) ボートハウス

(指定管理者による管理)

第4条 キャンプ場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、キャンプ場の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) キャンプ場の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) キャンプ場の利用許可に関する業務
- (2) キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他キャンプ場の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、キャンプ場の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、キャンプ場の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(利用期間及び利用時間)

第11条 キャンプ場の利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。

(利用の許可)

第12条 キャンプ場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、キャンプ場の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) キャンプ場の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、第12条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第15条 利用者は、キャンプ場を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第16条 利用者は、キャンプ場を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、キャンプ場の利用を終了したとき、又は第14条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかにキャンプ場を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第18条 キャンプ場の利用料金は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、別表第2に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。

2 利用者は、前項の利用料金を、指定管理者が指定する日までに、納付しなければならない。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第19条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第20条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第21条 指定管理者、利用者及び入場者は、キャンプ場の施設又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園オートキャンプ場の設置、管理及び利用料に関する条例（平成16年竜洋町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成21年12月16日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の別表第2の1及び2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の

許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

施設	設備	利用期間	利用時間	
キャンプサイト	フリーサイト	1月1日から12月31日まで	宿泊	午後1時から翌日 午前11時まで
	区画テントサイト キャンピングカー サイト		日帰り	午前11時15分から 午後4時45分まで
コテージ	コテージ	1月1日から12月31日まで	宿泊	午後2時から翌日 午前11時まで
トレーラーハウス	トレーラーハウス			
管理棟	管理棟	1月1日から12月	午前4時から午後11時まで	

炊事棟	炊事棟	31日まで	
広場	広場		
ボートハウス	ボート	4月最終土曜日か ら10月最終日曜日 までの土曜日及び 日曜日	午前9時から午後5時まで（10月は午 前9時から午後4時まで）

別表第2（第18条関係）

1 入場料金

区分	単位	一般	学生団体
高校生以上	1人1回	360円	240円
小・中学生		260円	130円

(1) 小学生未満は無料とする。

(2) 学生団体とは、教育又は訓練を目的に施設を利用する小学生から高校生までによる15人以上の団体をいう（以下同じ。）。

2 宿泊利用料金

区分	単位	一般	学生団体	利用時間
持ち込みテント・ フリーサイト	1張 (テント・タープ)	3,140円	1,570円	午後1時から翌日 午前11時まで。た だし、連泊間の滞 在日は終日利用で きるものとする。
AC電源付区画テ ントサイト	1区画	5,230円	2,610円	
AC電源付キャン ピングカーサイト	1区画	6,600円	3,300円	
トレーラーハウス (定員4人)	1棟	13,200円		午後2時から翌日 午前11時まで。た だし、連泊間の滞 在日は終日利用で きるものとする。
コテージ (定員8人)	1棟	5人まで15,400円。5人を超える場 合、小学生以上は1人増すごとに 1,100円を加算する。		

3 日帰り利用料金

区分	単位	一般	学生団体	利用時間
----	----	----	------	------

持ち込みテント・フリーサイト	1 張 (テント・タープ)	1,100円	午前11時15分から 午後 4 時45分まで
AC電源付区画テントサイト	1 区画	1,650円	
AC電源付キャンピングカーサイト	1 区画	1,650円	

4 その他利用料金

施設	設備	単位	利用料金
管理棟	温水シャワー	1 回	100円
	ランドリー	1 回	200円
	乾燥機	1 回	200円
炊事棟	ガスコンロ	1 回	100円
	ランドリー	1 回	200円
	乾燥機	1 回	200円

5 貸出料金

用品名	単位	利用料金
テント（4人用）	1 張 1 回	3,300円
テント（6人用）	1 張 1 回	3,850円
タープ	1 張 1 回	1,650円
シュラフ（シーツ付）	1 セット 1 回	1,100円
毛布	1 枚 1 回	220円
マット	1 枚 1 回	220円
テーブル・イスセット	1 セット 1 回	1,100円
イス	1 脚 1 回	440円
ガスコンロ（2バーナー）	1 台 1 回	1,100円
バーベキューコンロ・鉄板セット	1 セット 1 回	1,100円
ランタン（AC式・電池式）	1 台 1 回	550円
調理用クッキングセット	1 セット 1 回	1,100円
自転車	1 台 1 回	1,250円

釣り竿	1本1回		310円
ボート	1隻	30分まで	520円
		1時間まで	940円
		2時間まで	1,460円
		4時間まで	2,300円
		7時間まで	3,560円

上記で定めるもの以外のものについては、市長が別に定める。

改正

平成19年7月6日規則第39号

平成21年12月16日規則第39号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例（平成17年磐田市条例第198号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第12条第1項の規定により、磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用許可を受けようとする者は、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 利用許可申請書の受付は、利用日の属する月前6月から利用日までの間とする。ただし、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 小学生から高校生までによる15人以上の団体が教育又は訓練を目的にキャンプ場の利用許可を受けようとするときは、利用許可申請書に教育・訓練計画書を添付しなければならない。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

- 2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 利用許可書は、キャンプ場を利用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（変更の許可申請）

第9条 キャンプ場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の変更を申請しよう

とするときは、利用許可書を添えて竜洋海洋公園オートキャンプ場利用変更許可申請書（以下「利用変更許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

（変更の許可）

第10条 指定管理者は、利用変更許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の変更を許可したときは、磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場利用変更許可書を交付する。

（利用許可の取消願）

第11条 キャンプ場の利用者が、利用許可の取り消しを願い出ようとするときは、指定管理者に願い出なければならない。

（利用料金の承認申請等）

第12条 指定管理者は、条例第18条第1項に規定する利用料金を定めるときは、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の申請）

第13条 条例第19条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）市が公用のため利用するとき 免除

（2）その他市長が認めたとき 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第14条 条例第20条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

（1）利用者の責めによらない理由でキャンプ場の利用ができなくなったとき 全額

（2）利用者が利用日の前8日までに利用の許可の取り消しを願い出たとき 100パーセントの額

(3) 利用者が利用日の前7日から前日までに利用の許可の取り消しを願い出たとき 50パーセントの額

(4) その他市長が必要と認めたとき 100パーセント以内の額
(利用者の遵守事項)

第15条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 動植物を採捕し、又は傷付けないこと。
- (3) 土石を採取し、又は土地の形状を変更しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) 指定の場所以外で野営し、又は火気を使用しないこと。
- (7) 指定の場所以外にごみその他汚物を捨て、又は放置しないこと。
- (8) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (9) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 公の秩序、衛生、風紀等の保持の障害となる行為をしないこと。
- (11) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行するおそれがあると認められる者
- (2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(利用後の点検)

第17条 利用者は、その利用が終わったとき（利用許可の取り消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第18条 指定管理者及び利用者は、キャンプ場の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第19条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園オートキャンプ場の設置、管理及び利用料に関する条例施行規則（平成17年竜洋町規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第39号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第41号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあつては、この規則の施行の前日においても、改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成21年12月16日規則第39号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（令和3年9月15日規則第43号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- 指定管理者候補者として選定します。
- 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

様式第3号(第4条関係)
様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

指定管理者に指定します。

指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)
	業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第12条関係)
様式第5号(第12条関係)

竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

様式第6号(第12条関係)
様式第6号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場の利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

平成19年7月6日条例第42号

平成25年12月19日条例第40号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例

(設置)

第1条 磐田市は、市民の健康増進、福祉の向上、交流及び地域の振興を図るため、レストハウスを設置する。

(名称及び位置)

第2条 レストハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市竜洋海洋公園レストハウス	磐田市駒場6866番地10

(施設)

第3条 磐田市竜洋海洋公園レストハウス（以下「レストハウス」という。）の施設は、次に掲げるものとする。

- (1) レストラン
- (2) 浴場
- (3) バーベキューテラス
- (4) 貸切休憩室
- (5) なぎさ広場四阿

(指定管理者による管理)

第4条 レストハウスの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、レストハウスの設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。

(4) レストハウスの設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

(1) 第3条の施設（第1号を除く。以下「特定施設」という。）の利用許可に関する業務

(2) レストハウスの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他レストハウスの管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、レストハウスの管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、レストハウスの管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(利用期間及び利用時間)

第11条 レストハウスの利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。

(利用の許可)

第12条 特定施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、特定施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 特定施設の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、第12条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、特定施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第15条 利用者は、特定施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第16条 利用者は、特定施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者は、特定施設の利用を終了したとき、又は第14条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに特定施設を原状に回復しなければならない。
- 3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第18条 特定施設の利用料金は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、別表第2に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。

- 2 利用者は、前項の利用料金を、指定管理者が指定する日までに、納付しなければならない。
- 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第19条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第20条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第21条 指定管理者、利用者及び入場者は、レストハウスの施設又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園レストハウスの設置、管理及び利用料に関する条例(平成16年竜洋町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年7月6日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条

例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

施設	利用期間	利用時間
レストハウス	レストラン、浴場及び貸切休憩室については、1月	午前10時から午後9時まで
レストラン	1日から12月31日まで。ただし、木曜日（4月29日か	午前11時から午後9時まで
浴場	ら5月5日まで、7月21日から8月31日まで及び12月	午前10時から午後9時まで
バーベキューテラス	29日から1月3日までを除く。）は除く。	午前11時30分から午後2時30分まで 午後4時30分から午後7時30分まで
貸切休憩室	バーベキューテラス及びなぎさ広場四阿については、4月1日から11月30日まで。ただし、木曜日（4月29日から5月5日まで及び7月21日から8月31日までを除く。）は除く。	午前8時30分から午後8時30分まで
なぎさ広場四阿		午前11時15分から午後4時45分まで

別表第2（第18条関係）

1 浴場施設利用料金

区分	1回	回数券（10回分）
高校生以上	360円	3,300円

小・中学生	150円	1,320円
-------	------	--------

小学生未満は無料とする。

2 バーベキューテラス入場料

区分	1回
高校生以上	330円
小・中学生	220円

小学生未満は無料とする。

3 貸切休憩室利用料金（1室あたり）

利用時間	午前8時30分 から午前9時30分 まで	午前9時30分 から午後1時30分 まで	午後1時30分 から午後2時30分 まで	午後2時30分 から午後3時30分 まで	午後3時30分 から午後7時30分 まで	午後7時30分 から午後8時30分 まで
利用金額	550円	1,760円	550円	550円	1,760円	550円

4 なぎさ広場四阿利用料金

1サイト	1,650円
------	--------

5 なぎさ広場四阿入場料

区分	1回
高校生以上	330円
小・中学生	220円

なぎさ広場四阿を利用するときは、なぎさ広場四阿利用料金に、利用人数に応じた入場料を加算する。ただし、小学生未満は無料とする。

改正

平成19年7月6日規則第40号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例(平成17年磐田市条例第199号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったとき

は、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第12条第1項の規定により、条例第3条の施設（第1号を除く。以下「特定施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、浴場の利用については、入浴券の交付をもって利用許可に代えることができる。

- 2 前項の規定による申請は、利用時間の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- 3 利用許可申請書の受付は、利用日の属する月前6月から利用日までの間とする。ただし、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

- 2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 利用許可書は、特定施設を利用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（変更の許可申請）

第9条 特定施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の変更を申請しようと

するときは、利用許可書を添えて竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用変更許可申請書（以下「利用変更許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

（変更の許可）

第10条 指定管理者は、利用変更許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の変更を許可したときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用変更許可書を交付する。

（利用許可の取消願）

第11条 特定施設の利用者が、利用許可の取り消しを願い出ようとするときは、指定管理者に願い出なければならない。

（利用料金の承認申請等）

第12条 指定管理者は、条例第18条第1項に規定する利用料金を定めるときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の申請）

第13条 条例第19条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）市が公用のために利用するとき 免除

（2）その他市長が認めたとき 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第14条 条例第20条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

（1）利用者の責めによらない理由で特定施設の利用ができなくなったとき 全額

（2）利用者が利用日の前2日までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額

（3）利用者が利用日の前日又は当日に利用の許可の取消しを願い出たとき 50パーセントの額

- (4) その他市長が必要があると認めるとき 100パーセント以内の額
(利用者等の遵守事項)

第15条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 許可を受けずに所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (4) 指定の場所以外で野営、飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外にごみその他汚物を捨て、又は放置しないこと。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (7) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 公の秩序、衛生、風紀等の保持の障害となる行為をしないこと。
- (9) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入場の制限)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は、入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品や動物の類を携行するおそれがあると認められる者
- (2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(利用後の点検)

第17条 利用者は、その利用を終わったとき（利用許可の取り消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第18条 指定管理者並びに利用者及び入館者は、レストハウスの建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第19条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竜洋海洋公園レストハウスの設置、管理及び利用料に関する条例施行規則（平成17年竜洋町規則第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第40号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第42号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあつては、この規則の施行の前日においても、改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（令和3年9月15日規則第43号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園レストハウスの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園レストハウスの指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- 指定管理者候補者として選定します。
- 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

様式第3号(第4条関係)
様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋海洋公園レストハウスの指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

指定管理者に指定します。

指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)
	業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第12条関係)
様式第5号(第12条関係)

竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市竜洋海洋公園レストハウスの利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号(第12条関係)
様式第6号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



竜洋海洋公園レストハウス特定施設利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市竜洋海洋公園レストハウスの利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

平成18年10月13日条例第39号

平成19年7月6日条例第40号

平成20年12月17日条例第44号

平成25年12月19日条例第40号

平成31年3月18日条例第7号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例

(設置)

第1条 磐田市は、昆虫に関する自然科学資料の収集、展示等を行うことにより、自然観察及び環境教育を通じ、市民の教養文化を高め、併せて地域の振興を図るため、昆虫公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 昆虫公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市竜洋昆虫自然観察公園	磐田市大中瀬320番地1

(事業)

第3条 磐田市竜洋昆虫自然観察公園（以下「昆虫公園」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 昆虫の飼育、展示及び調査研究に関すること。
- (2) 昆虫についての知識の普及に関すること。
- (3) 昆虫に関する展覧会、研究会等の開催及び普及に関すること。
- (4) 昆虫の生態を通じての環境教育に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 昆虫公園の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、昆虫公園の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 昆虫公園の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 昆虫公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他昆虫公園の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、昆虫公園の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、昆虫公園の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開園時間)

第11条 昆虫公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休園日)

第12条 昆虫公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休園することができる。

(1) 木曜日(7月21日から8月31日までの日を除く。)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日

(2) 12月28日から翌年1月3日までの日

(原状回復の義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収することができる。

(利用料金)

第14条 昆虫公園の利用料金は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、別表に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めることができる。

2 入園しようとする者は、前項の利用料金を、指定管理者が指定する日までに、納付しなければならない。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第17条 指定管理者及び入園者は、昆虫公園の施設又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失

したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の竜洋町昆虫自然観察公園の設置、管理及び利用料に関する条例（平成16年竜洋町条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月13日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月6日条例第40号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成20年12月17日条例第44号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

11 第30条の規定による改正後の磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例別表の規定は、施行日以後に入園しようとする者に係る利用料金について適用し、施行日前に入園しようとする者に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月18日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

12 第27条の規定による改正後の磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例別表の規定は、施行日以後の入園に係る利用料金について適用し、施行日前の入園に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

区分	個人（1人1回）	団体（1人1回）	回数券（10回分）	定期利用券（1人1年間）
高校生以上	330円	220円	2,540円	1,320円
小・中学生	110円	50円	500円	500円

（1）小学生未満は、無料とする。

（2）団体とは、小学生以上の者が20人以上の場合とする。

改正

平成18年10月13日規則第42号

平成19年7月6日規則第38号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例（平成17年磐田市条例第197号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（入園の手続）

第7条 磐田市竜洋昆虫自然観察公園（以下「昆虫公園」という。）に入園しようとする者は、入園の際、入園券の交付を受けなければならない。

（利用料金の承認申請等）

第8条 指定管理者は、条例第14条第1項に規定する利用料金を定めるときは、竜洋昆虫自然観察公園利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、竜洋昆虫自然観察公園利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。
- 4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の申請）

第9条 条例第15条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 市が公用のため利用するとき 免除

(2) その他市長が認めたとき 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ竜洋昆虫自然観察公園利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第10条 条例第16条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない理由で昆虫公園の利用ができなくなったとき 全額

(2) その他市長が必要と認めたとき 100パーセント以内の額

(入園者の遵守事項)

第11条 入園者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、展示品等を損傷し、採取し、又は持ち出さないこと。

(2) 許可を受けずに所定の場所以外に立ち入らないこと。

(3) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(4) 指定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。

(5) 指定の場所以外にごみその他汚物を捨て、又は放置しないこと。

(6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。

(7) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(8) 動植物を採捕し、又は傷付けないこと。

(9) 植物、昆虫、動物類を持ち込まないこと。

(10) 公の秩序、衛生、風紀等の保持の障害となる行為をしないこと。

(11) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入園の制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は、入園を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品や動物の類を携帯するおそれがあると認められる者

(2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(損傷又は亡失の届出)

第13条 指定管理者及び入園者は、昆虫公園の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の竜洋町昆虫自然観察公園の設置、管理及び利用料に関する条例施行規則(平成17年竜洋町規則第5号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年10月13日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例の一部を改正する条例(平成19年磐田市条例第40号)附則第2項の規定による準備行為をする場合にあつては、この規則の施行の前においても、改正後の磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成24年3月23日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則 (令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

磐田市竜洋昆虫自然観察公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋昆虫自然観察公園の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- 指定管理者候補者として選定します。
- 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋昆虫自然観察公園の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

指定管理者に指定します。

指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)
	業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第8条関係)
様式第5号(第8条関係)

竜洋昆虫自然観察公園利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市竜洋昆虫自然観察公園の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

様式第6号(第8条関係)
様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



竜洋昆虫自然観察公園利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市竜洋昆虫自然観察公園の利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

平成18年3月29日条例第22号

平成19年3月27日条例第9号

平成19年7月6日条例第24号

平成23年3月24日条例第15号

平成24年12月25日条例第38号

平成25年3月22日条例第18号

平成25年12月19日条例第40号

平成26年12月22日条例第39号

平成27年7月7日条例第32号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第28号

平成31年3月18日条例第5号

令和元年7月3日条例第4号

令和2年12月18日条例第46号

令和4年7月7日条例第18号

磐田市体育施設に関する条例

(設置)

第1条 磐田市は、生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図るため、体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 体育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの普及及び振興に関すること。
- (2) スポーツに関する情報提供に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 別表第1に掲げる体育施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以

下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、体育施設の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 体育施設の設置目的に従い、使用者の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用許可に関する業務
- (3) 体育施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他体育施設の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、体育施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、体育施設の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

（開場時間等）

第11条 体育施設の開場時間及び休場日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

（入場の制限）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行するおそれがあると認められるとき。
- （2） その他管理上支障があると認められるとき。

（利用等の許可）

第13条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（利用許可の制限）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。

- （1） その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2） 体育施設の管理上支障があるとき。
- （3） 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であると認めるとき。
- （4） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

（利用許可の取消し等）

第15条 指定管理者は、第13条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、利用者に損害を生じて、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第16条 利用者は、体育施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第17条 利用者は、体育施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、体育施設の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに体育施設を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第19条 体育施設の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第20条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定め

る場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 指定管理者、利用者及び入場者は、体育施設の施設又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例（昭和57年磐田市条例第2号）、福田町社会体育施設等に関する条例（昭和63年福田町条例第20号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成7年福田町条例第24号）、福田町はまぼう公園の設置及び管理に関する条例（平成13年福田町条例第2号）、竜洋海洋センター条例（昭和58年竜洋町条例第12号）、竜洋体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年竜洋町条例第20号）、竜洋町都市公園条例（昭和60年竜洋町条例第13号）若しくは豊田町運動公園等使用条例（昭和49年豊田町条例第10号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例（平成10年磐南行政組合条例第11号）（以下これらを「合併前等の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前等の条例の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

3 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成19年 3 月27日 条例第 9 号)

この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 7 月 6 日 条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例 (以下「新条例」という。) 第 4 条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前においても、新条例第 5 条及び第 7 条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例 (以下「旧条例」という。) の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年 3 月24日 条例第15号)

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日 条例第38号)

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月22日 条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例 (以下「新条例」という。) 附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長が体育施設の管理をする場合において、この条例の施行の前日に改正前の磐田市体育施設に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為は、新条例附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

附 則 (平成25年12月19日 条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月22日条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(磐田市体育施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の磐田市体育施設に関する条例(以下「旧体育施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料については、旧体育施設条例の規定による利用料金を適用する。

附 則 (平成27年12月21日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の磐田市体育施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止)

3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例（平成17年磐田市条例第200号）は、廃止する。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例（以下「旧テニスコート場条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の磐田市体育施設に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該利用に係る利用料金については、旧テニスコート場条例の規定による利用料金を適用する。

（磐田市都市公園条例の一部改正）

5 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成29年12月19日条例第28号）

改正

令和4年7月7日条例第18号

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の磐田市体育施設に関する条例別表第3の5磐田温水プールの規定及び同表の6福田屋内スポーツセンターの規定により行われているプリペイドカード式回数利用券の利用に関しては、同表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和4年7月7日条例第18号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
磐田市総合体育館	磐田市見付4075番地1
磐田市陸上競技場	磐田市見付4075番地1
磐田弓道場	磐田市見付4075番地1
磐田かぶと塚公園グラウンド	磐田市見付4075番地1
磐田卓球場	磐田市見付4075番地1
磐田アーチェリー場	磐田市見付4075番地1
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	磐田市大久保892番地36

磐田安久路公園多目的グラウンド	磐田市安久路 2 丁目10番地 4
磐田城山球場	磐田市見付190番地
磐田兎山公園野球場	磐田市鎌田2262番地
磐田東大久保運動公園テニスコート	磐田市見付809番地 2
磐田東大久保運動公園グラウンド	磐田市見付809番地 2
磐田天竜川グラウンド	磐田市寺谷地先
磐田稗原グラウンド	磐田市稗原地先
磐田温水プール	磐田市刑部島274番地 3
磐田相撲場	磐田市国府台19番地
福田屋内スポーツセンター	磐田市南島393番地 1
福田南島体育館	磐田市南島387番地
福田公園野球場	磐田市福田中島3756番地43
福田公園テニスコート	磐田市福田中島3756番地43
福田公園多目的グラウンド	磐田市福田中島3756番地43
はまぼう公園グラウンド	磐田市福田3000番地
竜洋海洋センター体育館	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋センタープール	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋公園野球場	磐田市駒場6866番地 5
竜洋スポーツ公園サッカー場	磐田市南平松 8 番地
竜洋海洋公園テニスコート	磐田市駒場6866番地 5
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	磐田市豊岡地先
豊田加茂グラウンド	磐田市加茂618番地
豊田野球場	磐田市一言1062番地 1
豊田加茂テニスコート	磐田市加茂611番地 1
豊田ラブリバー公園テニスコート	磐田市下本郷1005番地 1
豊田天竜川グラウンド	磐田市池田地先
豊岡天竜川グラウンド	磐田市松之木島地先

別表第 2 (第11条関係)

区分	利用時間	休場日
----	------	-----

磐田市総合体育館	午前8時30分から午後9時30分まで	毎月第2火曜日及び第4火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
磐田城山球場		
磐田弓道場		
磐田卓球場		
磐田アーチェリー場		
磐田市陸上競技場	午前8時30分から午後5時まで	12月29日から翌年1月3日まで
磐田兎山公園野球場		
福田屋内スポーツセンター	午前8時30分から午後9時30分まで。ただし、プールは午前9時から午後9時までとする。	金曜日 12月29日から翌年1月3日まで
竜洋海洋センタープール	午前9時から午後9時まで。ただし、屋外プールは午前9時から午後5時までとする。	9月1日から翌年6月30日まで
磐田安久路公園多目的グラウンド	午前8時30分から午後5時まで	月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日とする。
磐田稗原グラウンド		
磐田温水プール	午前8時30分から午後9時30分まで。ただし、プールは午前9時から午後9時までとする。	12月29日から翌年1月3日まで
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	午前8時30分から午後9時30分まで	12月29日から翌年1月3日まで
竜洋スポーツ公園サッカー場		
竜洋海洋センター体育館		
竜洋海洋公園野球場		
竜洋海洋公園テニスコート		
磐田東大久保運動公園テニスコート		
豊田加茂テニスコート		
豊田ラブリバー公園テニスコート		

ト		
福田南島体育館		
磐田かぶと塚公園グラウンド	午前 8 時30分から午後 5 時まで	
磐田東大久保運動公園グラウンド		
磐田天竜川グラウンド		
はまぼう公園グラウンド		
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド		
豊岡天竜川グラウンド		
磐田相撲場		
福田公園テニスコート		午前 6 時30分から午後 9 時30分 まで
福田公園多目的グラウンド		
福田公園野球場	午前 6 時30分から午後 6 時30分 まで	
豊田加茂グラウンド		午前 5 時から午後 7 時まで
豊田野球場		
豊田天竜川グラウンド		

別表第 3 (第19条関係)

1 磐田市総合体育館

(ア) 施設利用料金

区分	午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時30分 まで
大体育場	円 6,930	円 7,920	円 6,930
小体育場	1,650	1,890	1,650
武道場	2,310	2,640	2,310
大会議室	1,000	1,140	1,000
小会議室	770	880	770

大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額

武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
大体育場	1時間当たり 1,740円
小体育場	1時間当たり 200円
武道場	1時間当たり 260円
<p>大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額</p> <p>武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額</p>	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
電光得点表示板	1回	1,320円	
バスケットボール用具	1組	550円	移動式ゴール

バスケットボール用具	1組	220円	壁掛け式ゴール
バレーボール用具	1組	220円	支柱、ネット
フットサル用具	1組	220円	ゴール、ネット
バドミントン用具	1組	110円	支柱、ネット
卓球台	1台	110円	支柱、ネット
庭球用具	1組	110円	支柱、ネット
インディアカ用具	1組	110円	支柱、ネット
バウンドテニス用具	一式	110円	
トランポリン	1台	330円	
柔道畳	1畳	20円	
体操全種目用具	一式	2,200円	
体操器具（ゆか）	1種目	550円	
その他体操用具	1種目	330円	
放送用具	一式	550円	
マイク（追加のみ）	1本	220円	
組立ステージ	一式	1,100円	
シート	1枚	50円	
更衣ロッカー	1回	50円	
上記以外の体操器具	1種目	50円	

(エ) 個人利用

区分		金額
一般	1人1回	300円
	回数券（12枚つづり）	3,080円
高等学校生徒以下	1人1回	150円
	回数券（12枚つづり）	1,530円

2 磐田市陸上競技場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで

全部利用	円	円
	7,700	8,800
一部利用	6,160	7,040

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 午後5時以後利用する場合は、午後1時から午後5時までの利用時間区分の利用料金の1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）に相当する額を基準として計算する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
放送設備	一式	550円	
陸上競技用具	一式	3,300円	
スターティングブロック	1台	20円	
ハードル	1台	20円	
やり	1本	50円	
円盤	1個	50円	
砲丸	1個	50円	
ハンマー	1個	50円	
走り高跳び用器具	一式	330円	
棒高跳び用器具	一式	550円	
3000m障害物	一式	330円	
表彰台	1組	110円	

長椅子	1脚	10円	
マイク（追加のみ）	1本	220円	
写真判定装置	一式	1,650円	

（ウ） 個人利用

区分		金額
一般	1人1回	220円
	回数券（12枚つづり）	2,240円
高等学校生徒以下	1人1回	110円
	回数券（12枚つづり）	1,120円

3 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場

（ア） 施設利用料金

区分		午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
サッカーグラウンド		円 13,860	円 15,840	円 13,860
多目的グラウンド		10,160	11,610	10,160
フットサルコート2面		13,470	15,400	13,470
管理棟	会議室（全部利用）	1,000	1,140	1,000
	会議室（2分の1利用）	500	570	500
	多目的室	1,000	1,140	1,000
フットサルコートの1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金には競技用具の利用を含む。
- 7 サッカーグラウンド又は多目的グラウンドと同時に利用する場合のフットサルコートの利用料金は、上記利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
サッカーグラウンド	1時間当たり 3,630円
多目的グラウンド	1時間当たり 1,370円
フットサルコート1面	1時間当たり 190円
2分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
放送設備	一式	550円

4 磐田城山球場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
	全部利用	円 6,000	円 6,860
一部利用	4,770	5,450	4,770

備考

- 1 一部利用とは、観客席以外の利用をいう。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。

4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
野球場	1時間当たり 4,290円
2分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。

2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
スコアボード	1回	1,580円
放送設備	一式	1,580円

備考 野球場の全部を利用する場合においてスコアボードを利用するときは、スコアボードの利用料金は、徴収しない。

(エ) 物品販売利用料金

区分	単位	金額
指定場所の物品販売	3.3平方メートル	1,330円
物品立売	1人	670円

5 磐田温水プール

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正	午後1時から午後5	午後6時から午後9

		午まで	時まで	時30分まで
会議室	大会議室	円 1,190	円 1,360	円 1,190
	小会議室	円 1,000	円 1,140	円 1,000

(イ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニングルーム	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(ウ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(エ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

6 福田屋内スポーツセンター

(ア) 施設利用料金

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
プール	全部利用	18,650円	34,520円	18,650円
	一部利用	1コース1時間 2,150円		
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
武道場	1面	1,730円	1,980円	1,730円

ミーティングルーム	690円	790円	690円
-----------	------	------	------

備考

- 1 プール一部利用とは、3コースまでの利用をいう。
- 2 武道場1面とは、武道場の2分の1の区画をいう。
- 3 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 5 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 6 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 7 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
武道場	1面	1時間当たり 130円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニングルーム	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
武道場		1人1回	350円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(エ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(オ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

7 福田南島体育館

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
体育室	全面	円 520	円 600	円 520
	2分の1面	260	300	260
多目的スペース		300	350	300
体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
体育室	全面	1 時間当たり 400円
	2 分の 1 面	1 時間当たり 200円
体育室の 3 分の 2 面又は 3 分の 1 面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の 3 分の 2 又は 3 分の 1 に相当する額		

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が 30 分以下のときは 30 分相当額を、30 分を超えるときは 1 時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

8 竜洋海洋センター

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時 30 分から正 午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
体育館	全面	円 1,540	円 1,760	円 1,540
研修室		770	880	770
体育館の 2 分の 1 面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の 2 分の 1 に相当する額 体育館及び研修室を個人利用する場合の利用料金は、1 人 1 回につき 110 円とする。				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の 200 パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
体育館	1時間当たり 400円
体育館の2分の1面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

器材名	時間	金額	乗員
OPヨット	1艇1時間	110円	中学校生徒以上 1人
カヌー	1艇1時間	110円	1人
ダブルスカル	1艇1時間	220円	2人
12フィートヨット	1艇1時間	220円	小学生徒 4人 中学校生徒以上 3人
ローボート	1艇1時間	330円	5人
カッター	1艇1時間	440円	7人

(エ) 個人利用

区分			金額	
プール	当日券	小学生徒未満の者	1人1回 50円	
		小・中学校生徒	1人1回 110円	
		上記以外の者	1人1回 220円	
	回数券	小学生徒未満の者	50円券(24枚つづり)	1,020円
		小・中学校生徒	110円券(12枚つづり)	1,120円
		上記以外の者	220円券(6枚つづり)	1,120円

9 竜洋スポーツ公園サッカー場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
	グラウンド	円	円

	5,770	6,600	5,770
会議室	690	790	690
更衣室	460	520	460
審判室	460	520	460

備考

- 1 グラウンド利用料金は、放送設備及び競技用器具の利用を含む。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
グラウンド	1時間当たり 3,630円
3分の2灯又は3分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

10 その他の野球場

(ア) 施設利用料金

区分	午前5時から午前8時30分	午前6時30分から午前8時	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時30分

		まで	30分まで			まで		まで
		円	円	円	円	円	円	円
磐田兎山公園野球場		＼	＼	2,230	2,550	＼	＼	＼
福田公園野球場	グラウンドのみ利用	＼	1,270	2,230	2,550	950	＼	＼
	グラウンド及び本部席利用	＼	1,540	2,690	3,080	1,150	＼	＼
竜洋海洋公園野球場		＼	＼	2,690	3,080	＼	＼	2,690
豊田野球場		2,230	＼	2,230	2,550	＼	1,270	＼

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
竜洋海洋公園野球場	1時間当たり 3,130円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
竜洋海洋公園野球場	放送設備	一式 330円

11 グラウンド

(ア) 施設利用料金

区分	午前5時から午前8時30分まで	午前6時30分から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時30分まで
磐田安久路公園多目的グラウンド	円	円	円 10,160	円 11,610	円	円
磐田稗原グラウンド(芝)	円	円	円 2,000	円 2,280	円	円
磐田稗原グラウンド(土)	円	円	円 690	円 790	円	円
はまぼう公園グラウンド	円	円	円 1,340	円 1,540	円	円
福田公園多目的グラウンド(全面)	円	円 480	円 840	円 960	円	円 840
磐田かぶと塚公園グラウンド	円	円	円 340	円 390	円	円
磐田東大久保運動公園グラウンド	円	円	円 340	円 390	円	円
豊田加茂グラウンド	円 340	円	円 340	円 390	円 190	円
福田公園多目的グラウンドの2分の1面を利用する場合は、全面の利用料金の2分の1に相当する額						

備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
福田公園多目的グラウンド	1時間当たり 900円
2分の1面を利用する場合は、全面の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

12 テニスコート

(ア) 施設利用料金

区分		午前6時30分 から午前8時 30分まで	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
磐田東大久保運動 公園テニスコート	1コート	円	円	円	円
福田公園テニスコ ート	1コート	610	1,070	1,230	1,070
竜洋海洋公園テニ スコート	1コート	\	2,920	3,340	2,920
豊田加茂テニスコ ート(人工芝)	1コート	\	1,610	1,840	1,610
豊田加茂テニスコ ート(土)	1コート	\	690	790	690
豊田ラブリバー公 園テニスコート	1コート	\	1,150	1,320	1,150

備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
竜洋海洋公園テニスコート	1コート	1時間当たり 200円
竜洋海洋公園テニスコート以外のテニスコート	1コート	1時間当たり 150円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
竜洋海洋公園テニスコート	ラケット	1本 110円

13 磐田卓球場

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
磐田卓球場	全面(12台)	円 4,190	円 4,790	円 4,190
	2分の1面(6台)	2,110	2,420	2,110
3分の2面を利用する場合は、卓球場全面の利用料金の3分の2に相当する額				

備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
捕球ネット	1台	110円	
持込み器具コンセント	1か所	110円	

(ウ) 個人利用

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
一般	1人	円 300	円 300	円 300
高等学校生徒以下	1人	150	150	150

14 その他の体育施設

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
磐田弓道場	1人	円 110	円 110	円 150
磐田アーチェリー場	1人	110	110	150
磐田相撲場		110	110	—

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

- 3 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 4 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
磐田弓道場	弓具	1組	110円
	ロッカー	1回	50円

改正

平成19年7月6日規則第22号

平成23年3月24日規則第8号

平成24年3月23日規則第19号

平成27年3月24日規則第6号

平成27年12月21日規則第60号

平成28年3月24日規則第29号

令和2年12月18日規則第56号

令和3年5月27日規則第34号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市体育施設に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

（指定等決定の通知）

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第13条第1項の規定により、磐田市体育施設（以下「体育施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可の申請にあつては、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前2月から利用日までの間とする。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したと

きは、体育施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可にあつては、次に掲げる利用券又は回数券の交付をもって行う。

- (1) 磐田市総合体育館利用券
- (2) 磐田市総合体育館回数券
- (3) 磐田市陸上競技場利用券
- (4) 磐田市陸上競技場回数券
- (5) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）利用券
- (6) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）回数券
- (7) 竜洋海洋センター体育館利用券
- (8) 竜洋海洋センタープール利用券
- (9) 竜洋海洋センタープール回数券
- (10) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）利用券
- (11) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）回数券
- (12) 磐田卓球場利用券

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 利用許可書は、体育施設を使用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の取消願）

第9条 体育施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消しを願い出ようとするときは、体育施設利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願い出なければならない。

（利用料金の承認申請等）

第10条 指定管理者は、条例第19条第2項に規定する利用料金を定めるときは、体育施設利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、体育施設利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

第11条 条例第20条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除
- (2) 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育（部活動を含む。以下この条において同じ。）のために教員等の引率のもと使用するとき 免除
- (3) 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除
- (4) 市内の高等学校の生徒が、教育のために利用するとき 条例別表第3施設利用料金 50パーセント以内の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表第3施設利用料金 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育施設利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第21条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由で体育施設の利用ができなくなったとき 全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
- (3) 利用者が、照明設備及び附帯設備を利用しなかったとき 条例別表第3のうち当該利用施設の照明設備利用料金及び附帯設備利用料金 全額

(利用者等の遵守事項)

第13条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設備又は器物を傷つけないようにすること。
- (2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 許可なく施設内で物品販売、展示又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 体育施設内へ車を乗り入れないこと。
- (5) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

- (6) みだりに利用許可の場所以外に立入らないこと。
- (7) 利用を終了したときは、清掃及び整理をし、原状に復すること。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、その利用を終わったとき（利用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第15条 指定管理者並びに利用者及び入場者は、体育施設の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第16条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和57年磐田市教育委員会規則第11号）、福田町社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和63年福田町教育委員会規則第1号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福田町規則第1号）、福田町はまぼろ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年福田町規則第6号）、竜洋海洋センター条例施行規則（昭和58年竜洋町教育委員会規則第1号）、竜洋都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）若しくは豊田町運動公園等使用条例施行規則（平成10年豊田町教育委員会規則第12号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例施行規則（平成10年磐南行政組合規則第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第24号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年3月24日規則第8号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止）

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則（平成17年磐田市規則第146号）は、廃止する。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の規定により、指定管理者がした許可その他の行為は、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行

する。

附 則（令和2年12月18日規則第56号）

この規則は、令和3年1月4日から施行する。

附 則（令和3年5月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月15日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- 指定管理者候補者として選定します。
- 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

指定管理者に指定します。

指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号(第6条関係)
 様式第4号(第6条関係)

第 号
 年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市体育施設に関する条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務) 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第10条関係)
様式第5号(第10条関係)

体育施設利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号(第10条関係)
様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



体育施設利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市体育施設の利用料金について、下記
のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託等の禁止)

第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

(資料等の返還)

第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)を廃棄することができる。

(苦情処理)

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

リスク分担表

種 類		リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項 のリスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連 リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理 リスク	運営コストの 変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む） ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収減によるもの		○
	需要変動・ 施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したこと によるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として構うべき措置の不備等、管理上の瑕疵によるもの		○
	許認可の遅延、 失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費に関するもの（合 理性が認められる範囲）	○		
	不可抗力に伴う業務の履行不能に関するもの		協議事項	
セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの		○	
社会リスク	周辺地域・住民及 び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要 望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者か らの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するも の		○